

目次

◆1項1号：太陽光発電	4
◆1項2号：風力発電装置	5
◆1項4号：水力発電装置	6
◆1項5号：地熱発電設備	7
◆1項6号：太陽熱利用装置	8
◆1項7号：雪氷熱利用装置	9
◆1項8号：地中熱利用設備	10
◆1項9号：バイオマス利用装置	11
◆2項1号：高効率蒸気ボイラ	12
◆2項2号：高効率温水ボイラ	13
◆2項3号：熱電併給型動力発生装置	14
◆2項4号：高効率電動機	15
◆2項5号：高効率変圧器	16
◆2項6号：高効率切削加工機	18
◆2項7号：高効率研削盤	19
◆2項8号：高効率特殊加工機	20
<参考>工作機械（2項6～8号）の信用保険・ESGリースの適合・条件付適合の入力方法	21
<参考>工作機械の基準における「油圧ユニット」及び「油圧ユニットを有しない」について	23
◆2項9号：高効率液圧プレス	24
◆2項10号：サーボ駆動式機械プレス	25
◆2項11号：高効率鍛造機	26
◆2項12号：低燃費型建設機械	27
◆2項13号：高効率業務用厨房機器	30
◆2項14号：高効率燃焼式工業炉	31
◆2項15号：高効率電気式工業炉	32
◆2項16号：断熱強化型工業炉	33
◆2項17号：原材料予熱型工業炉	34
◆2項18号：高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	35
◆2項19号：高効率生型造型機	36

◆ 2 項 20 号：高効率砂処理機械.....	37
◆ 2 項 21 号：高効率中子除去装置.....	38
◆ 2 項 22 号：省エネルギー型ダイカストマシン.....	39
◆ 2 項 23 号：高効率溶解設備.....	40
◆ 2 項 29 号：高効率保冷装置搭載貨物自動車.....	41
◆ 2 項 31 号：高効率吸収式冷凍機.....	42
◆ 2 項 32 号：高効率吸収式冷温水機.....	43
◆ 2 項 33 号：廃熱投入型吸収式冷凍機.....	44
◆ 2 項 34 号：廃熱投入型吸収式冷温水機.....	45
◆ 2 項 35 号：高効率ターボ冷凍機.....	46
◆ 2 項 36 号：高効率ヒートポンプ熱源機.....	47
◆ 2 項 37 号：高効率ガスエンジンヒートポンプ.....	48
◆ 2 項 38 号：高効率業務用エアコンディショナー.....	52
◆ 2 項 39 号：高効率家庭用エアコンディショナー.....	54
◆ 2 項 40 号：蓄熱式空気調和装置.....	55
◆ 2 項 41 号：氷蓄熱式空気調和機.....	56
◆ 2 項 42 号：冷媒用コンデンシングユニット.....	57
◆ 2 項 43 号：高効率業務用冷凍冷蔵庫.....	58
◆ 2 項 44 号：高効率ショーケース.....	62
◆ 2 項 45 号：高効率ヒートポンプ式給湯機.....	65
◆ 2 項 46 号：高効率業務用ガス給湯器.....	66
◆ 2 項 47 号：省エネルギー型自動販売機.....	67
◆ 2 項 50 号：高効率テレビジョン受信機.....	69
◆ 2 項 52 号：高効率家庭用ガス調理機器.....	71
◆ 2 項 53 号：高効率家庭用ガス温水機器.....	73
◆ 2 項 54 号：高効率家庭用石油温水機器.....	75
◆ 2 項 55 号：高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機.....	77
◆ 2 項 59 号：高効率射出成形機.....	78
◆ 3 項 1 号：燃料電池設備.....	79
◆ 3 項 4 号：発光ダイオード照明装置.....	79
◆ 4 項 5 号：発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード.....	84
◆ 5 項 4 号：電気自動車専用の急速充電設備.....	85

改定時期	Ver	内容・改定の背景（直近のみ）
2023.06.19	1	新規作成
2023.10.02	2	2023.10.1 告示改正に伴うものと一部見直しによる修正 2 項 1 号：高効率蒸気ボイラ ESG 注意点を追加 2 項 2 号：高効率温水ボイラ ESG 注意点を追加 2 項 13 号：高効率業務用厨房機器 低輻射型を追加 2 項 14 号：高効率燃焼式工業炉 ESG について追加 2 項 16 号：断熱強化型工業炉 ESG について追加 2 項 32 号：高効率吸収式冷温水機 効率の文言修正 2 項 34 号：廃熱投入型吸収式冷温水機 効率の文言修正 2 項 37 号：ESG 注意点を追加 2 項 43 号：高効率業務用冷凍冷蔵庫 告示改正に基づく修正 2 項 44 号：高効率ショーケース 告示改正に基づく修正 2 項 45 号：高効率ヒートポンプ式給湯機 年間加熱効率の文言修正 2 項 47 号：省エネルギー型自動販売機 カップ式飲料の消費効率の修正 2 項 50 号：高効率テレビジョン受信機 告示改正に基づく修正
2024.10.16	3	工作機械 2 項 6～8 号の入力方法のページ追加
2024.11.12	4	工作機械 2 項 6～8 号の入力方法のページ更に 1 ページ（入力例）追加
2025.1.15	5	工作機械 2 項 6～8 号の入力方法に 1 ケース(ケース 7)追加 工作機械 2 項 6～8 号に「油圧ユニット」の定義を追加
2025.1.22	6	工作機械 2 項 6～8 号の入力方法に 1 ケース(ケース 5)追加
2025.3.19	7	2 項 12 号：低燃費型建設機械 ESG 対象要件追加 2 項 41 号：氷蓄熱式空気調和機 ESG の記載修正

◆1項1号：太陽光発電

	対象	告示等基準										
リース 信用保険	○	太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。 <table><tr><th>区 分</th><th>基準変換効率</th></tr><tr><td>シリコン単結晶系太陽電池</td><td>16.0パーセント</td></tr><tr><td>シリコン多結晶系太陽電池</td><td>15.0パーセント</td></tr><tr><td>シリコン薄膜系太陽電池</td><td>8.5パーセント</td></tr><tr><td>化合物系太陽電池</td><td>12.0パーセント</td></tr></table> (備考)「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、日本産業規格 C8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。 セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度） 太陽電池セルの合計面積＝ 1 セルの全面積× 1 モジュールのセル数 放射照度＝1000W/m² 1 セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない	区 分	基準変換効率	シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント	シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント	化合物系太陽電池	12.0パーセント
区 分	基準変換効率											
シリコン単結晶系太陽電池	16.0パーセント											
シリコン多結晶系太陽電池	15.0パーセント											
シリコン薄膜系太陽電池	8.5パーセント											
化合物系太陽電池	12.0パーセント											
ESG リース	×											

告示対象条項：1項1号
告示品名：太陽光発電設備

00001 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に“1”を入力してください。

変更/廃止 事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業 の基準に関する注 意点について	シリコン単結 晶系 モジュールの セル実効変 換効率	シリコン多結 晶系 モジュールの セル実効変 換効率	シリコン薄膜 系 モジュールの セル実効変 換効率	化合物系 モジュールの セル実効変 換効率
登録：販売開始等に伴う データの登録		シリコン単結晶適合-1	solar cell-1-y				17.3			
登録：販売開始等に伴う データの登録		シリコン多結晶適合-3	solar cell-3-y					16.1		
登録：販売開始等に伴う データの登録		シリコン薄膜適合-5	solar cell-5-y						9.2	
登録：販売開始等に伴う データの登録		化合物適合-7	solar cell-7-y							13.0

自動採番される。
※入力不要

製品情報を入力

該当するセル素材の列に、モジュール
化後のセル実行返還効率を入力。

以下をプルダウンで選択

- ・修正：基準適合状況等誤登録のため
- ・修正：製品名、表示型式の修正・変更、シリーズ細分化等のため
- ・登録：販売開始等に伴うデータの登録

摘要欄はリース信用保険、ESG リース～欄は ESG リー
ス促進補助金の適合に付帯条件（付属品の有無や設置条
件など）がある場合にその内容を記載する

◆1 項 2 号：風力発電装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：1項2号
告示品名：風力発電装置

00002
1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置
登録：販売開始等に伴うデータの登録		風力発電-1-適合	fuuryoku-1-y				1

該当する場合には「1」入力。

◆1 項 4 号：水力発電装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：1項4号
告示品名：水力発電設備

00005

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備
登録：販売開始等に伴うデータの登録		水力発電-1-適合	suiryoku-1-y				1

該当する場合には「1」入力。

◆1 項 5 号：地熱発電設備

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備をいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：1項5号
告示品名：地熱発電設備

00006
1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	地熱エネルギーを回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備
登録：販売開始等に伴うデータの登録		地熱発電-1-適合	tinetu-1-y				1

該当する場合には「1」入力。

◆1 項 6 号：太陽熱利用装置

	対象	告示等基準																					
リース 信用保険	○	熱交換により太陽熱を利用するための装置のうち、日集熱効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準日集熱効率以上のものに限る。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">集熱器の形状・透過体</th><th>日集熱効率</th></tr><tr><th>集熱媒体・機能</th><th colspan="2"></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">液体</td><td colspan="2">平板形透過体付き</td><td>40パーセント以上</td></tr><tr><td colspan="2">真空ガラス管形</td><td>40パーセント以上</td></tr><tr><td rowspan="2">空気</td><td rowspan="2">平板形</td><td>透過体付き</td><td>30パーセント以上</td></tr><tr><td>透過体なし</td><td>10パーセント以上</td></tr></table> (備考)「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10K かつ一日当たりの日射量が 20,000kJ/m²であるときの値を日本産業規格 A4112 に準拠して算出したもの)を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。	区分	集熱器の形状・透過体		日集熱効率	集熱媒体・機能				液体	平板形透過体付き		40パーセント以上	真空ガラス管形		40パーセント以上	空気	平板形	透過体付き	30パーセント以上	透過体なし	10パーセント以上
区分	集熱器の形状・透過体		日集熱効率																				
集熱媒体・機能																							
液体	平板形透過体付き		40パーセント以上																				
	真空ガラス管形		40パーセント以上																				
空気	平板形	透過体付き	30パーセント以上																				
		透過体なし	10パーセント以上																				
ESG リース	×																						

告示対象条項：1項6号
告示品名：太陽熱利用装置

00007 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	熱交換により太陽熱を利用する装置	1	2	3	4	5
							集熱媒体：液体 集熱器形状・透過体：平板形透過体付き 日集熱効率	1	41			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		太陽熱利用装置-1-適合	taiyounetu-1-y					1				
登録：販売開始等に伴うデータの登録		太陽熱利用装置-3-適合	taiyounetu-3-y					1		41		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		太陽熱利用装置-5-適合	taiyounetu-5-y					1			31	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		太陽熱利用装置-7-適合	taiyounetu-7-y					1				11

該当する場合には「1」入力。

該当する集熱器の区分の列に、基準日集熱効率を入力。

◆1 項 7 号：雪氷熱利用装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するものに限る。
ESG リース	×	

告示対象条項：1項7号
告示品名：雪氷熱利用装置

00008

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源として利用するための装置のうち、当該雪又は氷の貯蔵設備を有するもの。
登録：販売開始等に伴うデータの登録		雪氷熱 1-適合	1-7-teki				1

該当する場合には「1」入力。

◆1 項 8 号：地中熱利用設備

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	地中熱を利用するための設備をいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：1項8号

告示品名：地中熱利用設備

00009

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に関する	地中熱を利用するための設備
登録：販売開始等に伴うデータの登録		地中熱-1-適合	tityuu-1-y				1

該当する場合には「1」入力。

◆1 項 9 号：バイオマス利用装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	バイオマス利用装置（次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。） イ.バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用するためのもの ロ.バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するためのもの ハ.バイオマスを原材料とする燃料を製造するためのもの
ESG リース	×	

告示対象条項：1項9号

告示品名：バイオマス利用装置

00010 : 該当する要件の基準値を入力

1 : 該当する要件に"1"を入力して

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	1 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電利用	2 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料から得られる熱を給湯、暖房、冷房その他用途に利用	3 バイオマスを原材料とする燃料を製造
登録：販売開始等に伴うデータの登録		バイオマス-発電-1-適合	baiomasu-hatudenn-1-y				1		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		バイオマス-その他-2-適合	baiomasu-sonota-2-y					1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		バイオマス-製造-3-適合	baiomasu-seizou-3-y						1

該当する列に「1」を入力。

◆ 2 項 1 号：高効率蒸気ボイラ

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ.発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ.供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が 92%以上のもの。
ESG リース	○	蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの、但し、使用熱源は、都市ガス、LP ガスに限る。 イ.発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの ロ.供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が 92%以上のもの。

告示対象品目：2項1号

告示品名：高効率蒸気ボイラ

00011 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機種指 定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	発生する燃焼 廃熱により燃焼 用空気又は供 給される水を予 熱するための熱 交換を行う機 構を有するもの	供給する蒸気 の圧力の変動 に対応して燃焼 用空気及び燃 料の流量比率 を自動的に調 整する機構を 有するもの	低位発熱量基 準で測定したボ イラ効率	熱源が都市ガ ス、もしくはLP ガス
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率蒸気ボイラ-1-適合	S-1			1			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率蒸気ボイラ-2-適合	S-2				1	93	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率蒸気ボイラ-4-EGS-適合	S-4			1			1
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率蒸気ボイラ-5-EGS-適合	S-5				1	93	1

該当する場合には
「1」入力。
※エコノマイザを有している場合等

該当する場合には「1」入力。これに 1 を入力した場合、効率の入力は必須。

ボイラ効率を入力。

熱源が都市ガス、LP ガスのみの機種は 1 を入力。(ESG リースの対象)
熱源は、ガス、石油双方のタイプがある場合には 1 を入力すると共に、
「ESG リース促進事業の基準に関する注意点について」に、ESG リース
が適用となる条件を記載して下さい

◆ 2 項 2 号：高効率温水ボイラ

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が 90%以上のものに限る。
ESG リース	○	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が 90%以上のもの、但し、使用熱源は、都市ガス、LP ガスに限る。

告示対象条項：2項2号
告示品名：高効率温水ボイラ

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	00012	1	2	3
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率温水ボイラ-1-適合	boira-1-y			供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有する	低位発熱量基準で測定したボイラ効率	1	91	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率温水ボイラ-3-ESG適合	boira-3-esg-y					1	91	1

該当する場合には
「1」入力
※1に該当しない
場合は対象外

ボイラ効率を入力。

熱源が都市ガス、LP ガスのみの機種は 1 を入力。(ESG リースの対象)
熱源は、ガス、石油双方のタイプがある場合には 1 を入力すると共に、
「ESG リース促進事業の基準に関する注意点について」に、ESG リース
が適用となる条件を記載して下さい

◆ 2 項 3 号：熱電併給型動力発生装置

	対象	告示等基準						
リース 信用保険	○	ガス・石油等を燃料として、エンジン、タービン等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給システムのうち、日本産業規格 B8121 に定めるコージェネレーション						
ESG リース	○	システムに準じて算出された総合効率又は発電効率（発電端）のいずれかが、次の表に掲げる基準（低位発熱量基準）以上のものに限る。 <table><tr><th colspan="2">基準</th></tr><tr><th>総合効率</th><th>発電効率</th></tr><tr><td>82パーセント以上</td><td>41パーセント以上</td></tr></table>	基準		総合効率	発電効率	82パーセント以上	41パーセント以上
基準								
総合効率	発電効率							
82パーセント以上	41パーセント以上							

告示対象条項：2項3号

告示品名：熱電併給型動力発生装置（コジェネ）

00021 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	発電方式：エンジン	発電方式：タービン	発電と共に廃熱を回収	総合効率（低位発熱量）	発電効率
登録：販売開始等に伴うデータの登録		CGS-エンジン-TH-適合	2-3-CGS-1-ab-y			1		1	82	41
登録：販売開始等に伴うデータの登録		CGS-エンジン-T-適合	2-3-CGS-1-a-y			1		1	82	40
登録：販売開始等に伴うデータの登録		CGS-エンジン-H-適合	2-3-CGS-1-b-y			1		1	81	41
登録：販売開始等に伴うデータの登録		CGS-タービン-TH-適合	2-3-CGS-2-ab-y				1	1	82	41
登録：販売開始等に伴うデータの登録		CGS-タービン-T-適合	2-3-CGS-2-a-y				1	1	82	40
登録：販売開始等に伴うデータの登録		CGS-タービン-H-適合	2-3-CGS-2-b-y				1	1	81	41

該当する発電方式
どちらかに「1」入力。

該当する場合には「1」入力。
※1 に該当しない場合は対象外

総合効率、発電効率双方を必ず入力。
※双方の入力がない場合は対象外

◆ 2 項 4 号：高効率電動機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	告示新旧比較表参照
ESG リース	○	

告示対象品目：2項4号
告示品名：高効率電動機

変更/廃止事由	機種特定番号	製品名	型式番号	参照URL	数量	(50)～(59)番 品名の品名に 入るものは 「1」を 入力	00022 1 該当する要件の基準値を入力してください。 2 該当する要件に「1」を入力してください。				
							1	2	3	4	5
							60Hz、 0.75kW以上 0.925kW未満 交流電動 機： エネルギー消費 効率+86.5	60Hz、 0.925kW以上 1.85kW未満 交流電動 機： エネルギー消費 効率+86.5	60Hz、 1.85kW以上 4.6kW未満 交流電動 機： エネルギー消費 効率+89.5	60Hz、 4.6kW以上 9.25kW未満 交流電動 機： エネルギー消費 効率+91.7	60Hz、 9.25kW以上 30kW未満 交流電動 機： エネルギー消費 効率+91.7
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率電動機-1-適合-2-2	Electricmotor-1-y-2-2				1	1.00			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率電動機-2-適合-2-2	Electricmotor-2-y-2-2				1		1.10		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率電動機-3-適合-2-2	Electricmotor-3-y-2-2				1			1.00	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率電動機-4-適合-2-2	Electricmotor-4-y-2-2				1				1.10

該当する場合には「1」入力。
※1 に該当しない場合は対象外

省エネ法の該当区分の列に
当該製品のエネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率の値を入力。
※1.00 以上（基準エネルギー消費効率以上の効率）であれば対象。

◆ 2 項 5 号：高効率変圧器

	対象	告示等基準																																															
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 18 号に掲げる変圧器のうち、変圧器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 24 年経済産業省告示第 71 号）																																															
ESG リース	○	の 3 に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないものに限る。なお、日本産業規格 C 4304 及び C 4306 に規定する標準仕様状態で使用しない変圧器については、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の右辺に、油入変圧器にあつては 1.10 を、モールド変圧器にあつては 1.05 をそれぞれ乗じた式として取り扱うものとする。 <table><tr><th colspan="4">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr><tr><th>変圧器の種類</th><th>相数</th><th>定格周波数</th><th>定格容量</th></tr><tr><td rowspan="6">油入変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>50ヘルツ</td><td>—</td><td>$E=11.2S^{0.732}$</td></tr><tr><td>60ヘルツ</td><td>—</td><td>$E=11.1S^{0.725}$</td></tr><tr><td rowspan="4">三相</td><td rowspan="2">50ヘルツ</td><td>500キロボルトアンペア以下</td><td>$E=16.6S^{0.696}$</td></tr><tr><td>500キロボルトアンペア超</td><td>$E=11.1S^{0.809}$</td></tr><tr><td rowspan="2">60ヘルツ</td><td>500キロボルトアンペア以下</td><td>$E=17.3S^{0.678}$</td></tr><tr><td>500キロボルトアンペア超</td><td>$E=11.7S^{0.790}$</td></tr><tr><td rowspan="6">モールド変圧器</td><td rowspan="2">単相</td><td>50ヘルツ</td><td>—</td><td>$E=16.9S^{0.674}$</td></tr><tr><td>60ヘルツ</td><td>—</td><td>$E=15.2S^{0.691}$</td></tr><tr><td rowspan="4">三相</td><td rowspan="2">50ヘルツ</td><td>500キロボルトアンペア以下</td><td>$E=23.9S^{0.659}$</td></tr><tr><td>500キロボルトアンペア超</td><td>$E=22.7S^{0.718}$</td></tr><tr><td rowspan="2">60ヘルツ</td><td>500キロボルトアンペア以下</td><td>$E=22.3S^{0.674}$</td></tr><tr><td>500キロボルトアンペア超</td><td>$E=19.4S^{0.737}$</td></tr></table> （備考） 1. 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。 2. 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。 3. E 及び A は、次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率 S：定格容量（単位 キロボルトアンペア）	区分				基準エネルギー消費効率	変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量	油入変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E=11.2S^{0.732}$	60ヘルツ	—	$E=11.1S^{0.725}$	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=16.6S^{0.696}$	500キロボルトアンペア超	$E=11.1S^{0.809}$	60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=17.3S^{0.678}$	500キロボルトアンペア超	$E=11.7S^{0.790}$	モールド変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E=16.9S^{0.674}$	60ヘルツ	—	$E=15.2S^{0.691}$	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=23.9S^{0.659}$	500キロボルトアンペア超	$E=22.7S^{0.718}$	60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=22.3S^{0.674}$	500キロボルトアンペア超	$E=19.4S^{0.737}$
区分				基準エネルギー消費効率																																													
変圧器の種類	相数	定格周波数	定格容量																																														
油入変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E=11.2S^{0.732}$																																													
		60ヘルツ	—	$E=11.1S^{0.725}$																																													
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=16.6S^{0.696}$																																													
			500キロボルトアンペア超	$E=11.1S^{0.809}$																																													
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=17.3S^{0.678}$																																													
			500キロボルトアンペア超	$E=11.7S^{0.790}$																																													
モールド変圧器	単相	50ヘルツ	—	$E=16.9S^{0.674}$																																													
		60ヘルツ	—	$E=15.2S^{0.691}$																																													
	三相	50ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=23.9S^{0.659}$																																													
			500キロボルトアンペア超	$E=22.7S^{0.718}$																																													
		60ヘルツ	500キロボルトアンペア以下	$E=22.3S^{0.674}$																																													
			500キロボルトアンペア超	$E=19.4S^{0.737}$																																													

告示対象条項：2項5号
告示品名：高効率変圧器

00023 : 該当する要件の基準値を入力し
1 : 該当する要件に"1"を入力してください

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリリース促進 事業の基準に關 する注意事項につい て	1	2	3
							定格容量 (kVA) : S エネルギー消費 効率 : E 油入変圧器、 単相、50HZ、 11.25 [△] 0.73 2+エネルギー 消費効率 (E)	定格容量 (kVA) : S エネルギー消費 効率 : E 油入変圧器、 単相、60HZ、 11.15 [△] 0.72 5+エネルギー 消費効率 (E)	定格容量 (kVA) : S エネルギー消費 効率 : E 油入変圧器、 三相、50HZ、 500kVA以下 16.6S [△] 0.69 6+エネルギー 消費効率 (E)
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率変圧器-1-適合	trans-1-y				1.12		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率変圧器-2-適合	trans-2-y					1.00	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率変圧器-3-適合	trans-3-y						1.22

省エネ法の該当区分の列に

基準エネルギー消費効率 ÷ 当該製品のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上（基準エネルギー消費効率以下の効率）であれば対象。

※変圧器のエネルギー消費効率は、全損失（W）を指標としているため、他の告示の省エネ基準達成率の算定式と分母分子が逆転しています。

◆ 2 項 6 号：高効率切削加工機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。
ESG リース	○	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。

告示対象条項：2項6号
告示品名：高効率切削加工機

00024 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	被加工材を 回転させて加 工を行う機 構	被加工材を 固定させて加 工を行う機 構	油圧ユニット を有しない	インバータ方 式の油圧制 御装置を有 する	可変容量形 ポンプを用い た油圧制御 装置を有する	アキュムレー タを用いた油 圧制御装置 を有する
登録：販売開始等に伴う データの登録		工作機械-切削- 油圧なし-適合	2-6-nonhydro- y				1		1			
登録：販売開始等に伴う データの登録		工作機械-切削- 油圧INV-適合	2-6-inverter-y				1			1		
登録：販売開始等に伴う データの登録		工作機械-切削- 油圧アキュム-適合	2-6- accumulator-y				1				1	
登録：販売開始等に伴う データの登録		工作機械-切削- 油圧可変-適合	2-6-valuable-y				1					1

該当するどちらかに
必ず「1」入力。

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

ESG リースは、
この要件（油圧なし）の場合のみ対象。

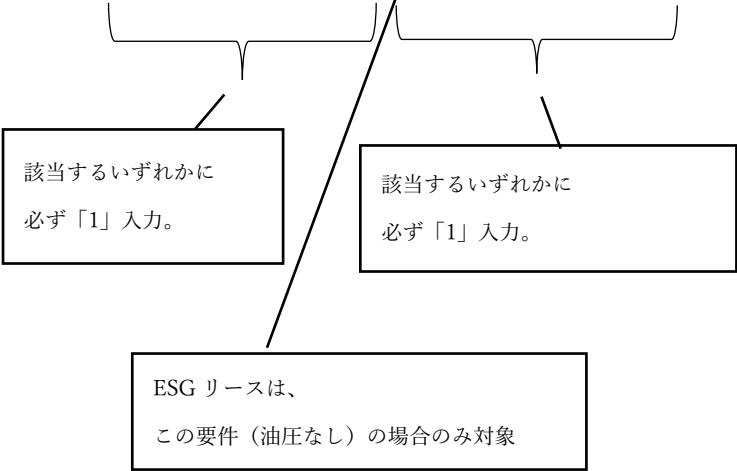
◆ 2 項 7 号：高効率研削盤

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。
ESG リース	○	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。

告示対象品目：2項7号
告示品名：高効率研削盤

00025 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機構前定番可	製品名	型式番可	参照URL	概要	ESGリース促進 事業の基準に する仕様に ついて	1	2	3	4	5	6	7	8
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-研削-油圧なし-適合	2-7-nonhydro-y					1			1			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-研削-油圧INV-適合	2-7-inverter-y					1				1		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-研削-油圧アキュム-適合	2-7-accumulator-y					1					1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-研削-油圧可変-適合	2-7-valuable-y					1						1



◆ 2 項 8 号：高効率特殊加工機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの、アキュムレータ仕様のもの若しくは可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有するものに限る。
ESG リース	○	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないものに限る。

告示対象条項：2項8号

告示品名：高効率特殊加工機

00026 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進 事業の基準に 関する注意点に ついて	1	2	3	4	5	6	7
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-特殊加工機-油圧なし-適合	2-8-nonhydro-y				レーザを用いて加工を行う特殊加工機	被加工物の放電現象を用いて加工を行う特殊加工機	電極の放電現象を用いて加工を行う特殊加工機	油圧ユニットを有しない	インバータ方式の油圧制御装置を有する	可変容量形ポンプを用いた油圧制御装置を有する	アキュムレータを用いた油圧制御装置を有する
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-特殊加工機-油圧INV-適合	2-8-inverter-y							1			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-特殊加工機-油圧アキュム-適合	2-8-accumulator-y								1		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		工作機械-特殊加工機-油圧可変-適合	2-8-valuable-y									1	1

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

ESG リースは、
この要件（油圧なし）の場合のみ対象

<参考>工作機械（2項6～8号）の信用保険・ESG リースの適合・条件付適合の入力方法

・リース信用保険対象欄、ESG リース対象欄の表記と標準仕様・装着可能なオプションの関係は、以下の通り。

	油圧有無	油圧制御	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4	ケース 5	ケース 6	ケース 7	ケース 8	ケース 9	ケース 10	ケース 11
標準仕様	油圧無	-	○	○	○	○	○						
	油圧有	インバーター						○	○	○			
	油圧有	可変容量制御						○	○	○			
	油圧有	アキュムレータ						○	○	○			
	油圧有	制御なし									○	○	○
装着可能な オプション	油圧無	-	○						○			○	
	油圧有	インバーター			○		○				○		
	油圧有	可変容量制御			○		○				○		
	油圧有	アキュムレータ			○		○				○		
	油圧有	制御なし				○	○			○			○
リース信用保険対象欄の表記			○	○	○	△②	△④	○	○	△⑦	△⑧	△⑨	×
ESGリース対象欄の表記			○	○	△①	△③	△⑤	×	△⑥	×	×	△⑨	×

(注)

1. 油圧アクチュエーターを加工作業時に直接関与する機能の利用ではなく、附帯機能や周辺機器である ATC、AWC、APC 等の油圧機器での利用に限定して設置される油圧ユニットは、上記のうち「油圧無」と見做す。
2. 「product（製品登録シート）」には、標準仕様及び装着可能なオプション双方で、該当するリース信用保険、ESG リース適合要件の箇所全てに 1 を立てる。但し、装着可能なオプションにより条件付適合となる場合には、該当するリース信用保険の摘要欄、ESG リースの注意点にその条件を記載する。同解答欄に記載があることにより、対象欄の表記が△となる。

※摘要欄、ESG リース注意点の記載例

- ①標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外（ESG リース）
- ②標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外（リース信用保険）
- ③標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外（ESG リース）
- ④標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は、インバータ制御、可変容量制御、アキュムレータ仕様のみ対象（リース信用保険）
- ⑤標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外（ESG リース）
- ⑥標準は対象外、オプション仕様により油圧ユニットを取り外した場合は対象（ESG リース）

- ⑦標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットの制御（インバータ、可変容量等）を取り外した場合は対象外（リース信用保険）
- ⑧標準は対象外、オプション仕様によりインバータ制御、可変容量制御、アキュムレータ仕様の油圧ユニットを有する場合は対象（リース信用保険）
- ⑨標準は対象外、オプション仕様により油圧ユニットを取り外した場合は対象（リース信用保険、ESG リース）

・ product シート記入例

	信用 保険 対象	ESG リース 対象	摘要 (リース信用保険に関する注意点)	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	油圧ユニット を有しない	インバータ方 式の油圧制 御装置を有す る	可変容量形ボ ンプを用いた 油圧制御装置 を有する	アキュムレータ を用いた油圧 制御装置を有 する
ケース1	○	○			1			
ケース2	○	○			1			
ケース3	○	△		(例) 標準仕様は対象。オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外	1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1
ケース4	△	△	(例) 標準仕様は対象。オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外	(例) 標準仕様は対象。オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外	1			
ケース5	△	△	標準は対象、オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は、インバータ制御、可変容量制御、アキュムレータ仕様のみ対象	(例) 標準仕様は対象。オプション仕様により油圧ユニットを有する場合は対象外	1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1
ケース6	○	×				(該当の場合) 1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1
ケース7	○	△		(例) 標準仕様は対象外。オプション仕様により油圧ユニットを取り外した場合は対象	1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1
ケース8	△	×	(例) 標準仕様は対象。オプション仕様により油圧ユニットの制御（インバータ、可変容量等）を取り外した場合は対象外			(該当の場合) 1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1
ケース9	△	×	(例) 標準仕様は対象外。オプション仕様によりインバータ制御、可変容量制御、アキュムレータ仕様の油圧ユニットを有する場合は対象			(該当の場合) 1	(該当の場合) 1	(該当の場合) 1
ケース10	△	△	(例) 標準仕様は対象外。オプション仕様により油圧ユニットを取り外した場合は対象	(例) 標準仕様は対象外。オプション仕様により油圧ユニットを取り外した場合は対象	1			
ケース11	×	×						

<参考>工作機械の基準における「油圧ユニット」及び「油圧ユニットを有しない」について

- ・工作機械の油圧ユニットとは、油圧アクチュエータに作動油を供給するユニットの事を指します。油圧アクチュエータ（シリンダやモータ）は、工作機械において強い力で固定保持、稼働動作（送り機構等）が必要な場合等に用いられます。リース信用保険並びに ESG リース促進事業の基準における油圧ユニットは、加工作業（主に加工物の保持機能、ツール、テーブル及び刃物台等の送り機構等）に直接関与する油圧アクチュエータに、作動油を供給する油圧ユニットを指します。
- ・「油圧ユニットを有しない」工作機械とは、加工作業において必要となる強い力（固定保持や送り機構）を、油圧方式以外の他の方式（電気式、空圧式、機械式等）を利用する事により、油圧ユニットが不要となり、消費電力が削減される工作機械の事を指します。
- ・さらに、附帯機能や周辺機器である ATC（自動工具交換装置）、AWC（自動ワーク交換装置）及び APC（自動パレット交換装置）等の油圧機器での利用に限定して設置される油圧ユニットについては、加工作業時における消費電力とは直接は関係がないため、当該油圧ユニットの有無は 基準適合確認の範囲には含まれません。
- ・なお、「油圧ユニット」は、工作機械によって本体に内蔵している場合と、本体には内蔵されておらず外付けで設置される場合があります。基準適合確認においては、本体に油圧ユニットが内蔵されていない事を確認するだけでなく、外付けで設置されていないかも確認する必要があります。
- ・また、一般に工作機械において加工作業と直接関係のある油圧アクチュエータが利用される構成部品・機能としては、下表の項目が挙げられます。これらの構成部品・機能については、本体または周辺機器のいずれに属するかに関係無く、「油圧アクチュエータの利用の有無」、「当該油圧アクチュエータに作動油を供給する油圧ユニットの有無」や「油圧ユニットにおけるインバータ、可変容量制御等の有無」について確認する必要があります。

表. 工作機械において加工作業時に直接関与する油圧アクチュエータが利用される機能

名称	働き	備考
チャック、その他の加工物保持具	加工物の保持	油圧の有無を含めて、様々な形式が有る。油圧が用いられるのは主にパワーチャックの一種。
駆動部分（主に送り機構部分）及びその保持部分	加工に必要な、工具（ツール）やテーブル、刃物台等の駆動及び保持	研削盤における送り機構では油圧方式も用いられる。

○その他の油（オイル）に関係する機器について

工作機械は油圧アクチュエータ以外にも、機械の冷却、潤滑及び切削加工用に、冷却油、潤滑油及び切削油等の油（オイル）が用いられます。これらの油（オイル）の供給装置や冷却装置等の有無やインバータの有無については、基準適合の確認の範囲には含まれません。

◆ 2 項 9 号：高効率液圧プレス

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項9号

告示品名：高効率液圧プレス

00018
1 : 該当する要件の基準値
: 該当する要件に「1」を入力

変更/廃止 事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に該当する注記点について	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレス	サーボモータ方式により油圧制御を行う	インバータ方式により油圧制御を行う
登録：販売開始等に伴うデータの登録		鍛圧機械-高効率液圧プレス-サーボモータ油圧-適合-2	2-9-servomotor-y-2				1	1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		鍛圧機械-高効率液圧プレス-インバータ油圧-適合-2	2-9-inverter-y-2				1		1

該当する場合には必ず「1」入力。

該当するいずれかに必ず「1」入力。

◆ 2 項 10 号：サーボ駆動式機械プレス

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項10号

告示品名：サーボ駆動式機械プレス

00019

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基 準に関する注視点について	サーボモータと直結す る駆動軸によりラムを 駆動させる機械プレ ス
登録：販売開始等に伴うデータの登録		鍛圧機械-サーボ駆動式プレ ス-サーボ直結ラム駆動-適 合-2	2-10-servomotor-y-2				1
登録：販売開始等に伴うデータの登録		鍛圧機械-サーボ駆動式プレ ス-非適合-2	2-10-n-2				

該当する場合には「必ず1」入力。

◆ 2 項 1 1 号：高効率鍛造機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ.サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの
ESG リース	○	ロ.サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの

告示対象条項：2項11号
告示品名：高効率鍛造機

00020 : 該当する要件の基準
1 : 該当する要件に"1"を

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる鍛造器	サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの
登録：販売開始等に伴うデータの登録		鍛圧機械-高効率鍛造機-サーボモータラム駆動-適合-2	2-11-servomotor-y-2			1	1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		鍛圧機械-高効率鍛造機-サーボモータorインバータ油圧-適合-2	2-11-servoinverter-hydro-y-2					1

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

◆ 2 項 12 号：低燃費型建設機械

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからへまでのいずれかに該当するものに限る。 イ.作業強度に応じて、エンジンの回転数を制御し、又は作動部に供給される油圧を切り換える機構を有するもの ロ.作動部の操作レバーの位置が中立であるときのエンジン回転をアイドル回転とする機構を有するもの ハ.作動部の負荷を検知して、油圧を調整するポンプを有するもの ニ.作動部の作業状態に対応して変化する油圧ポンプの負荷を検知して当該油圧ポンプの合計馬力をエンジン馬力以内に制御する機構を有するもの ホ.油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構を有するもの ヘ.廃エネルギーの回収及び充電を行う機能を有するもの
ESG リース	○	土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、次のイからホまでのいずれかに該当するものに限る。 イ.特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号。以下「オフロード法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第 12 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けるものであって、次の①又は②のいずれかに該当するもの。 ①原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能（エネルギー回生機能）を備えた油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの。 ②内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動（発電式）するブルドーザであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの。 ロ.蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動（バッテリー式）する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの。 ハ.有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動（有線式）する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの。

(低燃費型建設機械続き)

	対象	告示等基準
ESG リース	○	ニ.蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動（バッテリー式）する電動ショベル又は電動ホイールローダ又は電動ホイールクレーンであって、国土交通省が策定した「GX 建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの ホ.有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動（有線式）する電動ショベル又は電動ホイールローダ又は電動ホイールクレーンであって、国土交通省が策定した「GX 建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの

告示対象条項：2項12号
告示品名：低燃費型建設機械

00057 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	1	2	3	4	5	6	7
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-要件イ-適合	2-12-kenki-1-y				1	1					
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-要件ロ-適合	2-12-kenki-2-y				1		1				
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-要件ハ-適合	2-12-kenki-3-y				1			1			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-要件ニ-適合	2-12-kenki-4-y				1				1		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-要件ホ-適合	2-12-kenki-5-y				1					1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-要件ヘ-適合	2-12-kenki-6-y				1						1
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-ESG1-適合	2-12-kenki-7-y				1						
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-ESG2-適合	2-12-kenki-8-y				1						
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-ESG3-適合	2-12-kenki-9-y				1						
登録：販売開始等に伴うデータの登録		建機-ESG4-適合	2-12-kenki-10-y				1						

該当する場合には「1」入力。
※1 に該当しない場合は保険、ESG
リースとも対象外

該当するいずれかに「1」入力。

8	9	10	11	12	13
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるもので、原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能（エネルギー回生機能）を備えた油圧ショベルで、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるもので、内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動（発電式）するブルドーザで、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの	蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動（バッテリー式）する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの	有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動（有線式）する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「GX建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの	蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動（バッテリー式）する電動ショベル又は電動ホイールローダ又は電動ホイールクレーンであって、国土交通省が策定した「GX建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの	有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動（有線式）する電動ショベル又は電動ホイールローダ又は電動ホイールクレーンであって、国土交通省が策定した「GX建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの
1					
	1				
		1			
			1		
				1	
					1

該当するいずれかに「1」入力。
※国土交通省低炭素建設機械の認定を受けている機械は、ESG リース対象

該当する要件すべてに「1」入力。
※国土交通省 GX 建設機械の認定を受けている機械は、ESG リース対象

◆ 2 項 13 号：高効率業務用厨房機器

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからニまでのいずれかーに該当するものに限る。 イ.内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナを搭載したもの
ESG リース	○	ロ.低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。） ハ.電磁誘導加熱方式によるもの ニ.ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの

告示対象品項：2項13号

告示品名：高効率業務用厨房機器

00032 : 該当する要件の基準値を入力してください。

1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	備欄指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の登録に関する注点について	業務用厨房機器で、内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低輻射バーナ搭載	業務用厨房機器で、低輻射型ガス厨房機器（燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するもの）	業務用厨房機器で、電磁誘導加熱方式によるもの	ヒートポンプ加熱方式による廃熱回収装置を有するもの
登録：販売開始等に伴うデータの登録		厨房機器-要件イ-適合	2-13-tyuuboukiki-1-y				1			
登録：販売開始等に伴うデータの登録		厨房機器-要件ロ-適合	2-13-tyuuboukiki-2-y					1		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		厨房機器-要件ハ-適合	2-13-tyuuboukiki-3-y						1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		厨房機器-要件ニ-適合	2-13-tyuuboukiki-4-y							1

※低輻射型はガス熱源のみ。
電気熱源のみは対象外

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

◆ 2 項 14 号：高効率燃焼式工業炉

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	燃焼式工業炉のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。 イ. 廃熱回収装置（リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。）を有するもの ロ. プロセスガス低減装置を有するもの ハ. 空燃比精密制御装置を有するもの
ESG リース	○	燃焼式工業炉のうち、廃熱回収装置（リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。）を有するものに限る。

告示対象条項：2項14号
告示品名：高効率燃焼式工業炉

00013
1 : 該当する要件の基準値を入力し
1 : 該当する要件に「1」を入力してください

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注重点について	燃焼式工業炉のうち廃熱回収装置（リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。）を有する	燃焼式工業炉のうちプロセスガス低減装置を有する	燃焼式工業炉のうち空燃比精密制御装置を有する
登録：販売開始等に伴うデータの登録		燃焼式工業炉-排熱回収-適合	2-14-1-y				1		
登録：販売開始等に伴うデータの登録		燃焼式工業炉-プロセスガス低減-適合	2-14-2-y					1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		燃焼式工業炉-空燃比精密制御-適合	2-14-3-y						1

※ESG リースの対象は本要件のみ

該当するいずれかに必ず「1」入力。

◆ 2 項 15 号：高効率電気式工業炉

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項15号
告示品名：高効率電気式工業炉

00014
1
1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	電気式工業炉で、ソリッドステート型変換装置を有する
登録：販売開始等に伴うデータの登録		電気式工業炉-ソリッドステート適合	2-15-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 16 号：断熱強化型工業炉

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	工業炉のうち、炉内部壁が高性能断熱材によって構成されているものに限る。
ESG リース	○	工業炉のうち、新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の 80 パーセント以上の部分が断熱物質（かさ密度の加重平均値が 0.60 以下のものに限る。）によって構成されているものに限る。

告示対象条項：2項16号

告示品名：断熱強化型工業炉

00015 : 該当する要件の基
1 : 該当する要件に"1"

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するもの	工業炉のうち、新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積のうち、断熱物質（かさ密度の加重平均値が0.60以下のもの）の面積の割合
登録：販売開始等に伴うデータの登録		断熱強化型工業炉-炉内断熱-適合	2-16-1-y				1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		断熱強化型工業炉-ESG-断熱80%-適合	2-16-ESG-1-y					80

該当する場合
「1」入力。

炉底部を除く炉内部壁の面積のうち、断熱物質の占める割合（％）を入力。
※80％以上が ESG リース対象

◆ 2 項 17 号：原材料予熱型工業炉

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項17号
告示品名：原材料予熱型工業炉

00016

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の 基準に関する注意点に ついて	工業炉のうち、炉の加 熱帯から排出される炉 内ガスによって被加熱 物を予熱するもの
登録：販売開始等に伴う データの登録		原材料予熱型工業炉 -排熱予熱-適合	2-17-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 18 号：高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項18号

告示品名：高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置

00017

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するもの
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高性能工業炉排熱回収-排ガス回収蓄熱-適合	2-18-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 19 号：高効率生型造型機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	生砂を用いて鋳型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに 限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項19号
告示品名：高効率生型造型機

00027

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	生砂を用いて鋳型を造 型する機械のうち、生砂 の投入量を自動的に調 整する機能を有するもの
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率生型造型機 適合	2-19-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 20 号：高効率砂処理機械

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項20号

告示品名：高効率砂処理機械

00028

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に関する	砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないもの
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率砂処理機械-熱再生機構無-適合	2-20-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 21 号：高効率中子除去装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有するものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項21号

告示品名：高効率中子除去装置

00029

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	中子除去装置のうち、 高速振動機及びノッカー 機構を有するもの
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率中性子除去- 高速振動orノッカー機 構-適合	2-21-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 22 号：省エネルギー型ダイカストマシン

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ.サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの
ESG リース	○	ロ.電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの

告示対象条項：2項22号

告示品名：省エネルギー型ダイカストマシン

00030

1

：該当する要件の基準

：該当する要件に"1"を

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業 の基準に関する注意 点について	ダイカストマシンで、 サーボモータ又はイン バータ方式により油圧 ポンプ用電動機の制 御を行うもの	ダイカストマシンで電動 化機構により型締、押 出又は射出を行うもの
登録：販売開始等に伴う データの登録		省エネダイカストマシン- イサーボモータインバータ -適合	2-22-1-y				1	
登録：販売開始等に伴う データの登録		省エネダイカストマシン- ロ電動化機構-適合	2-22-2-y					1

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

◆ 2 項 23 号：高効率溶解設備

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ.高効率熱交換器を有するキューボラ
ESG リース	○	ロ.予熱機構を有する電気溶解設備

告示対象条項：2項23号
告示品名：高効率溶解設備

00031
1
2
：該当する要件の基準
：該当する要件に「1」を

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事 業の基準に照する 注目の点について	高効率熱交換器を有 するキューボラ	予熱機構を有する電 気溶解設備
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率溶解設備-イ高 効率熱交換器付キューボ ラ-適合	2-23-1-y				1	
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率溶解設備-ロ予 熱機構電気溶解設備 -適合	2-23-2-y					1

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

◆ 2 項 29 号：高効率保冷装置搭載貨物自動車

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	保冷装置（ベルト駆動コンプレッサ式エジェクタサイクル冷凍機、スクロールコンプレッサ式冷凍機又は発電式冷凍機を有し、かつ、荷室内の空気との熱交換を行う機構を有するものに限る。）を搭載した貨物の運送の用に供する普通自動車又は小型自動車をいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：2項29号

告示品名：高効率保冷装置搭載貨物自動車

00063 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	船舶URL	概要	ESGリース促進事業の基準に関する注記点について	貨物用普通自動車又は小型自動車	保冷装置（ベルト駆動コンプレッサ式エジェクタサイクル冷凍機）を有する。	保冷装置（スクロールコンプレッサ式冷凍機）を有する。	保冷装置（発電式冷凍機）を有する。	保荷室内の空気との熱交換を行う機構を有する
登録：販売開始等に伴うデータの登録		保冷装置貨物自動車-ベルト-熱交換-適合	2-29-1-2-5-y				1	1			1
登録：販売開始等に伴うデータの登録		保冷装置貨物自動車-スクロール-熱交換-適合	2-29-1-3-5-y				1		1		1
登録：販売開始等に伴うデータの登録		保冷装置貨物自動車-発電-熱交換-適合	2-29-1-4-5-y				1			1	1

該当する場合
必ず「1」入力。

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 31 号：高効率吸収式冷凍機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率（日本産業規格 B8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。）が 1.2 以上のものに限る。
ESG リース	○	空気調和用の冷水を供給する冷凍機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において2回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率（日本産業規格 B8622 に基づいて算出された数値をいう。以下同じ。）が 1.29 以上のものに限る。

告示対象条項：2項31号
告示品名：高効率吸収式冷凍機

00051 : 該当する要件の基準
1 : 該当する要件に「1」入力

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	空気調和用冷水供給冷凍機で、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程で2回以上再生するもの	定格消費熱電効率（日本工業規格 B8622に基づき算出された値）
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率吸収式冷凍機-1-適合	reitouki-1-y				1	1.2
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率吸収式冷凍機-3-ESG-適合	reitouki-3-ESG-y				1	1.29

該当する場合
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。

◆ 2 項 32 号：高効率吸収式冷温水機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において 2 回以上再生するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が 1.21 以上のものに限る。
ESG リース	○	空気調和用の冷温水を供給する冷温水機であって、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程において 2 回以上再生するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が 1.2 以上のものに限る。

告示対象条項：2項32号

告示品名：高効率吸収式冷温水機

00033 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	空気調和用冷温水供給冷温水機で、臭化リチウム液その他の吸収液を循環過程で 2 回以上再生するもの	冷房時の定格消費熱電効率	定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除した値
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率吸収式冷温水機-1-適合	kyuusyusikireionsuik-i-1-y				1	1.21	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率吸収式冷温水機-3-ESG適合	kyuusyusikireionsuik-i-3-ESG-y				1	1.21	1.2

該当する場合
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。
※リース信用保険の基準
※ESG リースの場合も必ず入力。

該当する効率を入力。
※ESG リースの基準

◆ 2 項 33 号：廃熱投入型吸収式冷凍機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	冷凍機であって、廃熱により吸収液の予熱又は冷媒の再生を行う機構を有するもののうち、定格消費熱電効率が 1.2 以上のものに限る。
ESG リース	×	

告示対象条項：2項33号

告示品名：廃熱投入型吸収式冷凍機

00052 : 該当する要件の基準

1 : 該当する要件に"1"

1 2 3

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	廃熱で吸収液を予熱する冷凍機	廃熱で冷媒再生機構を有する冷凍機	定格消費熱電効率
登録：販売開始等に伴うデータの登録		廃熱投入型吸収式冷凍機-1-適合	kyuusyusikireitou ki -1-y				1		1.2
登録：販売開始等に伴うデータの登録		廃熱投入型吸収式冷凍機-3-適合	kyuusyusikireitou ki -3-y					1	1.2

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。

◆ 2 項 34 号：廃熱投入型吸収式冷温水機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、冷房時の定格消費熱電効率が 1.21 以上のものに限る。
ESG リース	○	冷温水機であって、他から供給される熱又は温水を利用する機構を有するもののうち、定格冷房能力を定格ガス消費量又は定格石油消費量で除して得た数値が 1.2 以上のものに限る。

告示対象条項：2項34号

告示品名：廃熱投入型吸収式冷温水機

00034 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業 の基準に関する注意 点について	他から供給さ れる熱を利用 する機構を冷 温水器	他から供給さ れる温水を利用 する機構を 冷温水器	冷房時の定格 消費熱電効率	定格冷房能力 を定格ガス消 費量又は定格 石油消費量で 除した値
登録：販売開始等に伴う データの登録		廃熱投入冷温水機-1- 適合	hannetureionnsuiki -1-y				1		1.21	
登録：販売開始等に伴う データの登録		廃熱投入冷温水機-3- 適合	hannetureionnsuiki -3-y					1	1.21	
登録：販売開始等に伴う データの登録		廃熱投入冷温水機-5- ESG-適合	hannetureionnsuiki -5-ESG-y				1		1.21	1.2
登録：販売開始等に伴う データの登録		廃熱投入冷温水機-7- ESG-適合	hannetureionnsuiki -7-ESG-y					1	1.21	1.2

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。
※リース信用保険の基準
※ESG リースの場合も必ず入力

該当する効率を入力。
※ESG リースの基準

◆ 2 項 35 号：高効率ターボ冷凍機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	空気調和用の冷水を供給する冷凍機のうち、遠心式圧縮機を用いるものであって、期間成績係数（日本産業規格 B8621 に基づいて算出された数値をいう。）が 7.0 以上のもの、又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。
ESG リース	×	

告示対象条項：2項35号

告示品名：高効率ターボ冷凍機

00053 : 該当する要件の基準値を入力してください

1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	遠心式圧縮機を用いる空調用冷水供給冷凍機	期間成績係数	冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率ターボ冷凍機-1-適合	turbo-1-y				1	7.0	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率ターボ冷凍機-3-適合	turbo-3-y				1		1

該当する場合
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。

該当する場合「1」入力。

◆ 2 項 36 号：高効率ヒートポンプ熱源機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ.冷水又は冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して得た数値の平均値が 3.0 以上のものに限る。
ESG リース	○	ロ.冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格冷房消費電力で除して得た数値が 3.8 以上のものに限る。

告示対象品項：2項36号

告示品名：高効率ヒートポンプ熱源機

00035 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリーディング事業の基準に關する 注意点について	1 冷温水を供給する 空冷式のチリン グユニット（電 動圧縮機を用い るヒートポンプ方 式ののものに限 る。）	2 定格冷房能力、 定格暖房能力を それぞれの定格 消費電力で除し た値	3 冷水を供給する 水冷式のチリン グユニット（電動 圧縮機を用いる ヒートポンプ方式 のもの）	4 定格冷房能力を 定格冷房消費 電力で除した値
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率ヒートポンプ熱 源機-空冷-1-適合	heatpump-kuurei- 1-y				1	3.0		
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率ヒートポンプ熱 源機-水冷-4-適合	heatpump-suirei- 4-y						1	3.8

該当する場合「1」を入力し、
右列に効率を入力。

該当する場合「1」を入力し、
右列に効率を入力。

◆ 2 項 37 号：高効率ガスエンジンヒートポンプ

	対象	告示等基準																															
リース 信用保険	○	室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプのうち、エネルギー消費効率が次の表に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以上のものに限る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>冷房能力 (kW)</th><th>区分</th><th>基準エネルギー消費効率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7.1超28未満</td><td>日本産業規格B8627(2015) 又は日本産業規格8627-1(2006) 適合</td><td></td></tr> <tr> <td>日本産業規格B8627(2015) 適合機種</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>日本産業規格8627-1(2006) 適合 適合外機種</td><td>1.42 1.15</td></tr> <tr> <td rowspan="3">28以上35未満</td><td>日本産業規格B8627(2015) 適合機種</td><td>1.22</td></tr> <tr> <td>日本産業規格8627-1(2006) 適合</td><td>1.67</td></tr> <tr> <td>適合外機種</td><td>1.33</td></tr> <tr> <td rowspan="3">35以上67未満</td><td>日本産業規格B8627(2015) 適合機種</td><td>1.36</td></tr> <tr> <td>日本産業規格8627-1(2006) 適合</td><td>1.86</td></tr> <tr> <td>適合外機種</td><td>1.33</td></tr> <tr> <td rowspan="3">67以上</td><td>日本産業規格B8627(2015) 適合機種</td><td>1.36</td></tr> <tr> <td>日本産業規格8627-1(2006) 適合</td><td>1.86</td></tr> <tr> <td>適合外機種</td><td>1.23</td></tr> </tbody> </table> (備考) 「エネルギー消費効率」は、日本産業規格 B8627 (2015) 適合機種 (日本産業規格 B8627 に適合する製品をいう。) にあっては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、日本産業規格 B8627-1 (2006) 適合機種 (平成 27 年 10 月 20 日に廃止された日本産業規格 B8627-1 (2006) に適合する製品をいう。) にあっては同規格に基づいて算出された期間成績係数とし、これら以外の製品にあっては室外機の定格冷房能力及び定格暖房能力の和を当該室外機の定格ガス消費量及び定格消費電力を一次エネルギー換算した数値の和で除して得た数値とする。	冷房能力 (kW)	区分	基準エネルギー消費効率	7.1超28未満	日本産業規格B8627(2015) 又は日本産業規格8627-1(2006) 適合		日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.04	日本産業規格8627-1(2006) 適合 適合外機種	1.42 1.15	28以上35未満	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.22	日本産業規格8627-1(2006) 適合	1.67	適合外機種	1.33	35以上67未満	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.36	日本産業規格8627-1(2006) 適合	1.86	適合外機種	1.33	67以上	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.36	日本産業規格8627-1(2006) 適合	1.86	適合外機種	1.23
冷房能力 (kW)	区分	基準エネルギー消費効率																															
7.1超28未満	日本産業規格B8627(2015) 又は日本産業規格8627-1(2006) 適合																																
	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.04																															
	日本産業規格8627-1(2006) 適合 適合外機種	1.42 1.15																															
28以上35未満	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.22																															
	日本産業規格8627-1(2006) 適合	1.67																															
	適合外機種	1.33																															
35以上67未満	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.36																															
	日本産業規格8627-1(2006) 適合	1.86																															
	適合外機種	1.33																															
67以上	日本産業規格B8627(2015) 適合機種	1.36																															
	日本産業規格8627-1(2006) 適合	1.86																															
	適合外機種	1.23																															

(高効率ガスエンジンヒートポンプ続き)

	対象	告示等基準
ESG リース	○	1. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものうち、日本産業規格 B8627 (2015) に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。 (日本産業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が 16HP 未満 期間成績係数 (APF_p) が 1.53 以上 相当馬力数が 16 HP 以上 20HP 未満 期間成績係数 (APF_p) が 1.70 以上 相当馬力数が 20HP 以上 期間成績係数 (APF_p) が 1.85 以上 (日本産業規格に適合する機種のうち寒冷地仕様) 期間成績係数 (APF_p) が 1.44 以上 (日本産業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様以外) 相当馬力数が 10HP 未満 一次エネルギー換算成績係数 (COP_p) が 1.16 以上 相当馬力数が 10HP 以上 一次エネルギー換算成績係数 (COP_p) が 1.33 以上 (日本産業規格に適合しない機種のうち寒冷地仕様) 一次エネルギー換算成績係数 (COP_p) が 1.36 以上 日本産業規格に適合しない機種にあっては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数 (COP_p) を算出する。 【外部供給形(※2)】 (※2)発電機能を有し、発電した電力を系統 (外部) に出力するもの。 $COP_p = (C_{cr} + C_{hr}) / 2$ $C_{cr} = \Phi_{cr} / (G_{cr} + P_{cr} / (3600 / 9760)), C_{hr} = \Phi_{hr} / (G_{hr} + P_{hr} / (3600 / 9760))$ C_{cr}: 冷房成績係数 C_{hr}: 暖房成績係数 Φ_{cr}: 定格冷房標準能力(kW) Φ_{hr}: 定格暖房標準能力(kW) G_{cr}: 定格冷房標準ガス消費量(kW) G_{hr}: 定格暖房標準ガス消費量(kW) P_{cr}: 室外機の定格冷房標準消費電力<非発電時>(kW) から定格冷房標準消費電力(kW) を差し引いた値(kW) P_{hr}: 室外機の定格暖房標準消費電力<非発電時>(kW) から定格暖房標準消費電力(kW) を差し引いた値(kW) ※COP_p は、小数点 3 桁目を切捨て、小数点 2 桁目までを表示する。

(高効率ガスエンジンヒートポンプ続き)

	対象	告示等基準
ESG リース	○	2. 室外機にガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ方式のもののうち、日本産業規格 B8627-1 (2006) に掲げる計算式に基づいて効率が算出された機器については、効率が以下の値であるものに限る。 (日本産業規格に適合する機種) 期間成績係数 (APF) が 2.24 以上 (日本産業規格に適合しない機種) 一次エネルギー換算成績係数 (COP) が 1.36 以上 日本産業規格に適合しない機種にあっては、次に掲げる計算式に基づいて、一次エネルギー換算係数 (COP) を算出する。 【内部消費型(※)】 (※)発電機能を有し、発電した電力をガスヒートポンプ室外機の内部のみで消費するもの。 $COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$ COP：一次エネルギー換算成績係数 Cc：冷房能力 (kW) Egc：冷房ガス消費量 (kW) Eec：室外機の冷房消費電力 (kW) を 1kWh につき 9,760kJ としして一次エネルギーに換算した値 (単位 kW) Ch：暖房標準能力 (kW) Egh：暖房標準ガス消費量 (kW) Eeh：室外機の暖房標準消費電力 (kW) を 1kWh につき 9,760kJ としして一次エネルギーに換算した値 (kW) 【外部供給形(※2)】 (※2)発電機能を有し、発電した電力を系統 (外部) に出力するもの。 $COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$ COP：一次エネルギー換算成績係数 Cc：冷房能力 (kW) Egc：冷房ガス消費量 (kW) Eec：室外機の定格冷房消費電力<非発電時> (kW) から定格冷房発電量 (kW) を差し引いた値を、1kWh につき 9,760kJ としして一次エネルギーに換算した値 (kW)。 Ch：暖房標準能力 (kW) Egh：暖房標準ガス消費量 (kW) Eeh：室外機の定格暖房標準消費電力<非発電時> (kW) から定格暖房標準発電量 (kW) を差し引いた値を、1kWh につき 9,760kJ としして一次エネルギーに換算した値 (kW)

告示対象条項：2項37号
告示品名：高効率ガスエンジンヒートポンプ

00036
1
1
2
3
：該当する要件の基準値を入力してください。
：該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の基準に関する注視点について	室外機がガスエンジン圧縮機を用いるヒートポンプ	【リース適用設備対象判定条件】 消費能力7.1kW超28kW未満 JIS2015適合機種 消費エネルギー効率(熱効率係数)	【リース適用設備対象判定条件】 消費能力7.1kW超28kW未満 JIS2006適合機種 消費エネルギー効率(熱効率係数)
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率ガスエンジンヒートポンプ-1-適合	GHP-1-y				1	1.04	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率ガスエンジンヒートポンプ-2-適合	GHP-2-y				1		1.42

該当する場合
必ず「1」入力。

該当する区分の列に、該当する
効率を入力。
※右列に ESG リース適合基準欄があるので、基準を満たしている場合には、必ず入力。

◆ 2 項 38 号：高効率業務用エアコンディショナー

	対 象	告示等基準																																															
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示 3 (2) に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。																																															
ESG リース	○	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr><tr><th>形態及び機能</th><th>室内機の種類</th><th>冷房能力</th></tr><tr><td rowspan="8">複数組合せ形のもの及び下記以外のもの</td><td rowspan="4">四方向カセット形</td><td>3.6キロワット未満</td><td>E=6.0</td></tr><tr><td>3.6キロワット以上10.0キロワット未満</td><td>$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$</td></tr><tr><td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td><td>$E=6.0-0.12 \times (A-10)$</td></tr><tr><td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td><td>$E=5.1-0.060 \times (A-20)$</td></tr><tr><td rowspan="4">四方向カセット形以外</td><td>3.6キロワット未満</td><td>E=5.1</td></tr><tr><td>3.6キロワット以上10.0キロワット未満</td><td>$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$</td></tr><tr><td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td><td>$E=5.1-0.10 \times (A-10)$</td></tr><tr><td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td><td>$E=4.3-0.050 \times (A-20)$</td></tr><tr><td rowspan="4">マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの</td><td rowspan="4"></td><td>10.0キロワット未満</td><td>E=5.7</td></tr><tr><td>10.0キロワット以上20.0キロワット未満</td><td>$E=5.7-0.11 \times (A-10)$</td></tr><tr><td>20.0キロワット以上40.0キロワット未満</td><td>$E=5.7-0.065 \times (A-20)$</td></tr><tr><td>40.0キロワット以上50.4キロワット以下</td><td>$E=4.8-0.040 \times (A-40)$</td></tr><tr><td rowspan="4">室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの</td><td rowspan="2">直吹き形</td><td>20.0キロワット未満</td><td>E=4.9</td></tr><tr><td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td><td>E=4.9</td></tr><tr><td rowspan="2">ダクト形</td><td>20.0キロワット未満</td><td>E=4.7</td></tr><tr><td>20.0キロワット以上28.0キロワット以下</td><td>E=4.7</td></tr></table> （備考） 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。 2 「マルチタイプのもの」とは、1 の室外機に 2 以上の室内機を接続するものをいう。以下同じ。 3 E 及び A は次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率 A：冷房能力（kW）	区分			基準エネルギー消費効率	形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	E=6.0	3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	E=5.1	3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$	マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0キロワット未満	E=5.7	10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7	20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7
区分			基準エネルギー消費効率																																														
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力																																															
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6キロワット未満	E=6.0																																														
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$																																														
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$																																														
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$																																														
	四方向カセット形以外	3.6キロワット未満	E=5.1																																														
		3.6キロワット以上10.0キロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$																																														
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$																																														
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$																																														
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0キロワット未満	E=5.7																																														
		10.0キロワット以上20.0キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$																																														
		20.0キロワット以上40.0キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$																																														
		40.0キロワット以上50.4キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$																																														
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	E=4.9																																														
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.9																																														
	ダクト形	20.0キロワット未満	E=4.7																																														
		20.0キロワット以上28.0キロワット以下	E=4.7																																														

告示対象品項：2項38号
告示品名：高効率業務用エアコンディショナー

00037 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に準ずる	1	2	17	18
							省エネ法第100条第1項第1号に該当するエアコンディショナーのエネルギー消費効率 (E) (2006年基準) (E-6)	省エネ法第100条第1項第2号に該当するエアコンディショナーのエネルギー消費効率 (E) (2006年基準) (E-6)	基準エネルギー消費効率 (E)	エネルギー消費効率 (APF (2006))
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率業務用エアコンディショナー-1-適合-2-2	businessaircon-1-y-2-2				1.2		3.0	3.0
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率業務用エアコンディショナー-2-適合-2-2	businessaircon-2-y-2-2					1.05	3.0	3.0

該当する省エネ法の該当区分の列に
当該製品のエネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率の値を入力。
※1.00 以上（基準エネルギー消費効率以上の効率）であれば対象。

- ・基準エネルギー消費効率
- ・当該製品のエネルギー消費効率を入力。

◆ 2 項 39 号：高効率家庭用エアコンディショナー

	対象	告示等基準			
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 2 号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める家庭用エアコンディショナーであって、同告示 3（1）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。			
		区分			基準エネルギー消費効率
		ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	
		直吹き形で壁掛け形のもの	3.2キロワット以下	寸法規定タイプ	5.8
				寸法フリータイプ	6.6
			3.2キロワット超4.0キロワット以下	寸法規定タイプ	4.9
				寸法フリータイプ	6.0
			4.0キロワット超5.0キロワット以下		5.5
			5.0キロワット超6.3キロワット以下		5.0
		直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く	6.3キロワット超28.0キロワット以下		4.5
			3.2キロワット以下		5.2
			3.2キロワット超4.0キロワット以下		4.8
		マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット超28.0キロワット以下		4.3
4.0キロワット以下			5.4		
4.0キロワット超7.1キロワット以下			5.4		
7.1キロワット超28.0キロワット以下		5.4			
(備考)「寸法規定タイプ」とは、室内機の横幅寸法 8 0 0 mm 以下かつ高さ 2 9 5 mm 以下の機種をいう。「寸法フリータイプ」とは、寸法規定タイプ以外のものをいう。					
ESG リース	×				

告示対象条項：2項39号

告示品名：高効率家庭用エアコンディショナー

00038 : 該当する要件の基
1 : 該当する要件に"1
1 2

変更/廃止事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	事業の基準に類する	直吹き形で壁掛け型 冷房能力3.2kW 以下 室内機の寸法規定 タイプ エネルギー消費効率 ÷基準エネルギー消	直吹き形で壁掛け型 冷房能力3.2kW 以下 室内機の寸法フリー タイプ エネルギー消費効率 ÷基準エネルギー消
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率家庭用エアコンディショナー-1-適合	airconditioner-1-y				1.00	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率家庭用エアコンディショナー-2-適合	airconditioner-2-y					1.15

該当する省エネ法の該当区分の列に

当該製品のエネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上（基準エネルギー消費効率以上の効率）であれば対象。

◆ 2 項 40 号：蓄熱式空気調和装置

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	空気調和用の冷温水を供給する空気調和装置であって、ヒートポンプ方式熱源装置又は冷凍機及び蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して得た数値をいう。以下同じ。）が 2.2 以上のものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項40号

告示品名：蓄熱式空気調和装置

00039 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に「1」を入力してください。

変更/廃止 事由	機種指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	1	2	3	4
登録：販売開始等に伴うデータの登録		蓄熱式空気調和装置 -熱源装置-1-適合	tikunetu-2-1-y				1	1		2.2
登録：販売開始等に伴うデータの登録		蓄熱式空気調和装置 -冷凍機-3-適合	tikunetu-3-3-y				1		1	2.2

該当する場合
必ず「1」入力。

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。

◆ 2 項 41 号：氷蓄熱式空気調和機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1 の室外機につき、2 以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が 3.0 以上のものに限る。
ESG リース	○	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1 の室外機につき、2 以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）及び氷蓄熱槽を有するもののうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が 3.3 以上のものに限る

告示対象条項：2項41号

告示品名：氷蓄熱式空気調和機

00040

1 : 該当する要件の基準値を入力し
2 : 該当する要件に「1」を入力して

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の基準に基き、注意点について	電動圧縮機を用いるヒートポンプ式空調機	1の室外機につき、2以上の室内機（室内温度を個別設定機能を有する）及び氷蓄熱槽を有する	定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率
登録：販売開始等に伴うデータの登録		氷蓄熱式空気調和機	hyoutikunetu-2-1-y		該当する場合必ず「1」入力。		1	1	3.0
登録：販売開始等に伴うデータの登録		氷蓄熱式空気調和機	hyoutikunetu-2-4-y				1	1	3.3

該当する場合
必ず「1」入力。

該当する効率を入力。

◆ 2 項 42 号：冷媒用コンデンシングユニット

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項42号

告示品名：冷媒用コンデンシングユニット

00041

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの
登録：販売開始等に伴うデータの登録		冷媒用コンデンシング-1-適合	reibaikondensingu-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 43 号：高効率業務用冷凍冷蔵庫

	対象	告示等基準																	
リース 信用保険	○	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。																	
ESG リース	○	イ.省エネ法施行令第 18 条第 11 号に掲げる電気冷凍庫のうち、電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成 25 年経済産業省告示第 35 号)に定める業務用冷凍庫であって、同告示 3(2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率の算定式</th></tr> <tr> <th>区分名</th><th>形状</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3A</td><td>縦型</td><td>$E_2 = 1.96V_2 + 186n_F + 295d_F + 788$</td></tr> <tr> <td>3B</td><td>横型</td><td>$E_2 = 4.12V_2 + 157n_F + 157d_F + 349$</td></tr> <tr> <td>4A</td><td>チェストフリーザー</td><td>$E_2 = 1.16V_2 + 211$</td></tr> <tr> <td>4B</td><td>冷凍ストッカー</td><td>$E_2 = 1.39V_2 + 359$</td></tr> </tbody> </table> (備考) 1.「縦型」とは、日本産業規格 B 8630 (2009) に規定する外形寸法に基づく高さ（以下「外形高さ寸法」という。）(mm) が 1,000mm 超の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。 2.「横型」とは、外形高さ寸法が、1,000mm 以下の機器であって前開き形のものをいう。以下同じ。 3.「チェストフリーザー」とは、上開き形であって、上方に引き上げる形状の扉をもつものとする。 4.「冷凍ストッカー」とは、上開き形であって、左右にスライドする形状の扉をもつものとする。 5. E_2 は基準エネルギー消費効率 (kWh/年) の数値を表すものとする。 6. V_2 は調整内容積 (リットル) であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。 d は日本産業規格 B 8630 (2009) に規定する外形寸法に基づく奥行き（以下「外形奥行き寸法」という。）(mm) をいう。 V_F は冷凍室の定格内容積 (リットル) をいう。	区分		基準エネルギー消費効率の算定式	区分名	形状	3A	縦型	$E_2 = 1.96V_2 + 186n_F + 295d_F + 788$	3B	横型	$E_2 = 4.12V_2 + 157n_F + 157d_F + 349$	4A	チェストフリーザー	$E_2 = 1.16V_2 + 211$	4B	冷凍ストッカー	$E_2 = 1.39V_2 + 359$
区分		基準エネルギー消費効率の算定式																	
区分名	形状																		
3A	縦型	$E_2 = 1.96V_2 + 186n_F + 295d_F + 788$																	
3B	横型	$E_2 = 4.12V_2 + 157n_F + 157d_F + 349$																	
4A	チェストフリーザー	$E_2 = 1.16V_2 + 211$																	
4B	冷凍ストッカー	$E_2 = 1.39V_2 + 359$																	

(高効率業務用冷凍冷蔵庫続き)

	対象	告示等基準																																																											
リース 信用保険	○	<table><tr><th>区分名</th><th>調整内容積</th></tr><tr><td>3A</td><td>$V_2=800/d \times V_F$</td></tr><tr><td>3B</td><td>$V_2=600/d \times V_F$</td></tr><tr><td>4A</td><td>$V_2=V_F$</td></tr><tr><td>4B</td><td>$V_2=V_F$</td></tr></table> (注 9/29 記) ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「3 A」であって 500 以下の場合は 500、区分名「3 B」であって 75 以下の場合は 75、区分名「4 A」であって 250 以下の場合は 250、区分名「4 B」であって 50 以下の場合は 50 の数値を用いるものとする。 7. n_F は冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。 8. d_F は多扉（次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄の標準扉枚数を超えるものをいう。以下同じ。）のものにあっては $d_F = 1$ とし、その他のものにあっては $d_F = 0$ とする。 <table><tr><th colspan="2">種類</th><th rowspan="2">標準扉枚数</th></tr><tr><th>形状</th><th>外形幅寸法</th></tr><tr><td rowspan="3">縦型</td><td>825ミリメートル以下</td><td>2</td></tr><tr><td>825ミリメートル超1,650ミリメートル以下</td><td>4</td></tr><tr><td>1,650ミリメートル超</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="3">横型</td><td>1,050ミリメートル以下</td><td>1</td></tr><tr><td>1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下</td><td>2</td></tr><tr><td>1,650ミリメートル超</td><td>3</td></tr></table> (注記) 外形幅寸法とは、日本産業規格 B 8630 (2009) で規定する外形寸法に基づく幅（単位ミリメートル）をいう。 ロ.省エネ法施行令第 18 条第 10 号に掲げる電気冷蔵庫のうち、電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省告示第 34 号）に定める業務用冷蔵庫であって、同告示 3 (2)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするもの。 <table><tr><th colspan="4">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率の算定式</th></tr><tr><th>区分名</th><th>冷蔵庫の種類</th><th>形状</th><th>インバータ制御電動機</th></tr><tr><td>1A</td><td rowspan="3">冷蔵庫</td><td rowspan="2">縦型</td><td>有</td><td>$E_2=0.345V_2+86n_R+64d_R+315$</td></tr><tr><td>1B</td><td>無</td><td>$E_2=0.766V_2+86n_R+64d_R+106$</td></tr><tr><td>1C</td><td>横型</td><td>—</td><td>$E_2=1.12V_2+70n_R+34d_R+237$</td></tr><tr><td>2A</td><td rowspan="2">冷凍冷蔵庫</td><td>縦型</td><td>—</td><td>$E_2=0.872V_2+86n_R+64d_R+186n_F+295d_F-113$</td></tr><tr><td>2B</td><td>横型</td><td>—</td><td>$E_2=2.43V_2+70n_R+34d_R+157n_F+157d_F-183$</td></tr></table> (備考) 1. E_2 は基準エネルギー消費効率（kWh/年）の数値を表すものとする。	区分名	調整内容積	3A	$V_2=800/d \times V_F$	3B	$V_2=600/d \times V_F$	4A	$V_2=V_F$	4B	$V_2=V_F$	種類		標準扉枚数	形状	外形幅寸法	縦型	825ミリメートル以下	2	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4	1,650ミリメートル超	6	横型	1,050ミリメートル以下	1	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2	1,650ミリメートル超	3	区分				基準エネルギー消費効率の算定式	区分名	冷蔵庫の種類	形状	インバータ制御電動機	1A	冷蔵庫	縦型	有	$E_2=0.345V_2+86n_R+64d_R+315$	1B	無	$E_2=0.766V_2+86n_R+64d_R+106$	1C	横型	—	$E_2=1.12V_2+70n_R+34d_R+237$	2A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	$E_2=0.872V_2+86n_R+64d_R+186n_F+295d_F-113$	2B	横型	—	$E_2=2.43V_2+70n_R+34d_R+157n_F+157d_F-183$
区分名	調整内容積																																																												
3A	$V_2=800/d \times V_F$																																																												
3B	$V_2=600/d \times V_F$																																																												
4A	$V_2=V_F$																																																												
4B	$V_2=V_F$																																																												
種類		標準扉枚数																																																											
形状	外形幅寸法																																																												
縦型	825ミリメートル以下	2																																																											
	825ミリメートル超1,650ミリメートル以下	4																																																											
	1,650ミリメートル超	6																																																											
横型	1,050ミリメートル以下	1																																																											
	1,050ミリメートル超1,650ミリメートル以下	2																																																											
	1,650ミリメートル超	3																																																											
区分				基準エネルギー消費効率の算定式																																																									
区分名	冷蔵庫の種類	形状	インバータ制御電動機																																																										
1A	冷蔵庫	縦型	有	$E_2=0.345V_2+86n_R+64d_R+315$																																																									
1B			無	$E_2=0.766V_2+86n_R+64d_R+106$																																																									
1C		横型	—	$E_2=1.12V_2+70n_R+34d_R+237$																																																									
2A	冷凍冷蔵庫	縦型	—	$E_2=0.872V_2+86n_R+64d_R+186n_F+295d_F-113$																																																									
2B		横型	—	$E_2=2.43V_2+70n_R+34d_R+157n_F+157d_F-183$																																																									
ESG リース	○																																																												

(高効率業務用冷凍冷蔵庫続き)

	対象	告示等基準												
リース 信用保険	○	2. V_2 は調整内容積（リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。												
ESG リース	○	dは日本産業規格B 8630(2009)に規定する外形寸法に基づく奥行き（以下「外形奥行き寸法」という。）（mm）をいう。 V_Rは冷蔵室の定格内容積（リットル）をいう。 V_Fは冷凍室の定格内容積（リットル）をいう。 <table><tr><th>区分名</th><th>調整内容積</th></tr><tr><td>1A</td><td>$V_2=800/d \times V_R$</td></tr><tr><td>1B</td><td>$V_2=800/d \times V_R$</td></tr><tr><td>1C</td><td>$V_2=600/d \times V_R$</td></tr><tr><td>2A</td><td>$V_2=800/d \times (V_R+2.48V_F)+887$</td></tr><tr><td>2B</td><td>$V_2=600/d \times (V_R+3.74V_F)+336$</td></tr></table> （注記）ただし、上記の算定式の結果、調整内容積が区分名「1 A」及び「1 B」であって 500 以下の場合は 500、区分名「1 C」であって 75 以下の場合は 75、区分名「2 A」であって 1,930 以下の場合は 1,930、区分名「2 B」であって 750 以下の場合は 750 の数値を用いるものとする。 3. n_Rは冷蔵室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。 4. n_Fは冷凍室の観音扉にセンターピラーを設けていない箇所数をいう。 5. d_Rは冷蔵室が多扉のものにあつては $d_R=1$ とし、その他のものにあつては $d_R=0$ とする。 6. d_Fは冷凍室が多扉のものにあつては $d_F=1$ とし、その他のものにあつては $d_F=0$ とする。	区分名	調整内容積	1A	$V_2=800/d \times V_R$	1B	$V_2=800/d \times V_R$	1C	$V_2=600/d \times V_R$	2A	$V_2=800/d \times (V_R+2.48V_F)+887$	2B	$V_2=600/d \times (V_R+3.74V_F)+336$
区分名	調整内容積													
1A	$V_2=800/d \times V_R$													
1B	$V_2=800/d \times V_R$													
1C	$V_2=600/d \times V_R$													
2A	$V_2=800/d \times (V_R+2.48V_F)+887$													
2B	$V_2=600/d \times (V_R+3.74V_F)+336$													

告示対象条項：2項43号
告示品名：高効率業務用冷凍冷蔵庫

00054 : 該当する要件の
1 : 該当する要件に
1 2

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に関する	電気冷凍庫、区分名：3A、形状：縦型 基準エネルギー消費効率 (E2) ÷ エネルギー消費効率	電気冷凍庫、区分名：3B、形状：横型 基準エネルギー消費効率 (E2) ÷ エネルギー消費効率
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率業務用冷凍庫-1-適合	commercialRefrigerator-1-y				1.00	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率業務用冷凍庫-2-適合	commercialRefrigerator-2-y					1.15

該当する省エネ法の該当区分の列に
基準エネルギー消費効率 ÷ 当該製品のエネルギー消費効率の値を入力。
※1.00 以上であれば対象。

◆2項44号：高効率ショーケース

	対象	告示等基準																																																																							
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 29 号に掲げるショーケースのうち、ショーケースのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 29 年経済産業省告示第 30 号）の 3 に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を上回らないもの又は冷媒をハイドロフルオロオレフィンを含む混合冷媒、二酸化炭素、アンモニア、空気若しくは水とするものに限る。																																																																							
ESG リース	○	<table><tr><th colspan="6">区分</th><th>基準エネルギー消費効率の算定式</th></tr><tr><th>区分名</th><th>外気の遮断</th><th>形状</th><th colspan="2">温度帯</th><th>冷却方式</th><th>扉の形状</th><th></th></tr><tr><td>1A</td><td rowspan="7">クローズドタイプ</td><td>箱型</td><td rowspan="3">冷蔵</td><td rowspan="7">冷気強制循環型</td><td rowspan="3">スイングスライド</td><td rowspan="3">スイング</td><td>$E=2.24V_1+150$</td></tr><tr><td>1B</td><td>四面・五面ガラス式</td><td>$E=4.16V_2+85$</td></tr><tr><td>1C</td><td rowspan="3">リーチイン (冷凍機が下置きのもの)</td><td>$E=2.61V_3-217$</td></tr><tr><td>1D</td><td rowspan="3">冷凍</td><td>スライド</td><td>$E=0.822V_3+694$</td></tr><tr><td>1E</td><td>スイング</td><td>$E=5.08V_3+4274$</td></tr><tr><td>1F</td><td>ガラストップ式</td><td>冷気自然対流形</td><td>スライド</td><td>$E=4.11V_2+440$</td></tr><tr><td>1G</td><td></td><td>冷気強制循環型</td><td></td><td>$E=19.5V_2+1643$</td></tr><tr><td>2A</td><td rowspan="6">オープンタイプ</td><td>多段形(天井吹出形)(薄形)</td><td rowspan="3">冷蔵</td><td>中温</td><td rowspan="6">冷気強制循環型</td><td rowspan="6"></td><td>$E=11.6V_4-440$</td></tr><tr><td>2B</td><td rowspan="3">平形(片面)</td><td>高温</td><td>$E=8.31V_4-3$</td></tr><tr><td>2C</td><td>低温</td><td>$E=17.9V_2+1577$</td></tr><tr><td>2D</td><td>中温</td><td>$E=5.03V_2+1214$</td></tr><tr><td>2E</td><td rowspan="2">冷凍</td><td>低温</td><td>$E=13.4V_2+4321$</td></tr><tr><td>2F</td><td>中温</td><td>$E=20.7V_2+1558$</td></tr></table> (備考) 1「薄形」とは、日本産業規格 B 8631-1（2011）に規定する最大外形寸法に基づく奥行き（以下「製品奥行き寸法」という。）（mm）が 800mm 未満のものをいう。 2「片面」とは、日本産業規格 B 8631-1（2011）に規定する陳列室を一つのみ有するものをいう。 3「スイング」とは、扉の一辺に回転軸を有し、その軸を中心に回転させて開閉する扉の形態をいう。 4「スライド」とは、レールに沿って扉設置面に対し平行に移動させて開閉する扉の形態をいう。 5 E は基準エネルギー消費効率（kWh/年）の数値を表すものとする。 6 V_1、V_2、V_3 及び V_4 は調整冷却内容積（リットル）であって、次の表の左欄に掲げる区分名ごとに右欄に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値とする。 D は製品奥行き寸法をいう。 d は天井部の奥行き寸法（mm）をいう。 V は日本産業規格 B 8631-2（2011）付属書 J B に規定する冷却内容積（リットル）をいう。	区分						基準エネルギー消費効率の算定式	区分名	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形状		1A	クローズドタイプ	箱型	冷蔵	冷気強制循環型	スイングスライド	スイング	$E=2.24V_1+150$	1B	四面・五面ガラス式	$E=4.16V_2+85$	1C	リーチイン (冷凍機が下置きのもの)	$E=2.61V_3-217$	1D	冷凍	スライド	$E=0.822V_3+694$	1E	スイング	$E=5.08V_3+4274$	1F	ガラストップ式	冷気自然対流形	スライド	$E=4.11V_2+440$	1G		冷気強制循環型		$E=19.5V_2+1643$	2A	オープンタイプ	多段形(天井吹出形)(薄形)	冷蔵	中温	冷気強制循環型		$E=11.6V_4-440$	2B	平形(片面)	高温	$E=8.31V_4-3$	2C	低温	$E=17.9V_2+1577$	2D	中温	$E=5.03V_2+1214$	2E	冷凍	低温	$E=13.4V_2+4321$	2F	中温	$E=20.7V_2+1558$
区分						基準エネルギー消費効率の算定式																																																																			
区分名	外気の遮断	形状	温度帯		冷却方式	扉の形状																																																																			
1A	クローズドタイプ	箱型	冷蔵	冷気強制循環型	スイングスライド	スイング	$E=2.24V_1+150$																																																																		
1B		四面・五面ガラス式					$E=4.16V_2+85$																																																																		
1C		リーチイン (冷凍機が下置きのもの)					$E=2.61V_3-217$																																																																		
1D			冷凍		スライド	$E=0.822V_3+694$																																																																			
1E					スイング	$E=5.08V_3+4274$																																																																			
1F		ガラストップ式			冷気自然対流形	スライド	$E=4.11V_2+440$																																																																		
1G			冷気強制循環型			$E=19.5V_2+1643$																																																																			
2A	オープンタイプ	多段形(天井吹出形)(薄形)	冷蔵	中温	冷気強制循環型		$E=11.6V_4-440$																																																																		
2B		平形(片面)		高温			$E=8.31V_4-3$																																																																		
2C				低温			$E=17.9V_2+1577$																																																																		
2D			中温	$E=5.03V_2+1214$																																																																					
2E		冷凍	低温	$E=13.4V_2+4321$																																																																					
2F			中温	$E=20.7V_2+1558$																																																																					

(高効率ショーケース続き)

	対象	告示等基準																																																								
リース 信用保険	○	<table><tr><th>区分名</th><th>調整冷却内容積</th></tr><tr><td>1A</td><td>$V_1 = (550 / D) \times V$</td></tr><tr><td>1B</td><td>$V_2 = V$</td></tr><tr><td>1C</td><td>$V_3 = (800 / D) \times V$</td></tr><tr><td>1D</td><td>$V_3 = (800 / D) \times V$</td></tr><tr><td>1E</td><td>$V_3 = (800 / D) \times V$</td></tr><tr><td>1F</td><td>$V_2 = V$</td></tr><tr><td>1G</td><td>$V_2 = V$</td></tr><tr><td>2A</td><td>$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$</td></tr><tr><td>2B</td><td>$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$</td></tr><tr><td>2C</td><td>$V_2 = V$</td></tr><tr><td>2D</td><td>$V_2 = V$</td></tr><tr><td>2E</td><td>$V_2 = V$</td></tr><tr><td>2F</td><td>$V_2 = V$</td></tr></table> (注記) ただし、上記の算定式により算定した結果、調整冷却内容積が区分名ごとに应じて、次の表の右欄に掲げる下限値以下の値となるものにあつては、調整冷却内容積は下限値を用いるものとする。 <table><tr><th>区分名</th><th>調整冷却内容積下限値</th></tr><tr><td>1A</td><td>172</td></tr><tr><td>1B</td><td>174</td></tr><tr><td>1C</td><td>444</td></tr><tr><td>1D</td><td>857</td></tr><tr><td>1E</td><td>389</td></tr><tr><td>1F</td><td>66</td></tr><tr><td>1G</td><td>374</td></tr><tr><td>2A</td><td>356</td></tr><tr><td>2B</td><td>267</td></tr><tr><td>2C</td><td>90</td></tr><tr><td>2D</td><td>178</td></tr><tr><td>2E</td><td>207</td></tr><tr><td>2F</td><td>163</td></tr></table>	区分名	調整冷却内容積	1A	$V_1 = (550 / D) \times V$	1B	$V_2 = V$	1C	$V_3 = (800 / D) \times V$	1D	$V_3 = (800 / D) \times V$	1E	$V_3 = (800 / D) \times V$	1F	$V_2 = V$	1G	$V_2 = V$	2A	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$	2B	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$	2C	$V_2 = V$	2D	$V_2 = V$	2E	$V_2 = V$	2F	$V_2 = V$	区分名	調整冷却内容積下限値	1A	172	1B	174	1C	444	1D	857	1E	389	1F	66	1G	374	2A	356	2B	267	2C	90	2D	178	2E	207	2F	163
区分名	調整冷却内容積																																																									
1A	$V_1 = (550 / D) \times V$																																																									
1B	$V_2 = V$																																																									
1C	$V_3 = (800 / D) \times V$																																																									
1D	$V_3 = (800 / D) \times V$																																																									
1E	$V_3 = (800 / D) \times V$																																																									
1F	$V_2 = V$																																																									
1G	$V_2 = V$																																																									
2A	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$																																																									
2B	$V_4 = (600 / ((d + D) / 2)) \times V$																																																									
2C	$V_2 = V$																																																									
2D	$V_2 = V$																																																									
2E	$V_2 = V$																																																									
2F	$V_2 = V$																																																									
区分名	調整冷却内容積下限値																																																									
1A	172																																																									
1B	174																																																									
1C	444																																																									
1D	857																																																									
1E	389																																																									
1F	66																																																									
1G	374																																																									
2A	356																																																									
2B	267																																																									
2C	90																																																									
2D	178																																																									
2E	207																																																									
2F	163																																																									
ESG リース	○																																																									

告示対象条項：2項44号
告示品名：高効率ショーケース

00055 : 該当する要件の基
1 : 該当する要件に"1"
1 2

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に関する制約事項、扉の形状・寸法 に対する	ショーケース、区分:1A、 外気の遮断:加・減ド ア、形状:箱型、温度帯: 冷蔵、冷却方式:冷気通 風、扉の形状:1Aの ケース対称	ショーケース、区分:1B、 外気の遮断:加・減ド ア、形状:四面・五面が 式、温度帯:冷蔵、冷却 方式:冷気通風制約型、 扉の形状:1Bの ケース対称
登録：販売開始等に伴うデータ の登録		ショーケース-1-適合	2-44-1-y				基準エネルギー消費効率 (E)+エネルギー消費効 率	基準エネルギー消費効率 (E)+エネルギー消費効 率
登録：販売開始等に伴うデータ の登録		ショーケース-2-適合	2-44-2-y				1.21	1.12

該当する省エネ法の該当区分の列に

基準エネルギー消費効率÷当該製品のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 45 号：高効率ヒートポンプ式給湯機

	対象	告示等基準											
リース 信用保険	○	業務の用に供する電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の給湯機のうち、年間加熱効率（年間加熱量を年間消費電力量で除して得た数値）が、次の表の右欄に掲げる基準値以上のものに限る。 <table><tr><th rowspan="2">熱源</th><th rowspan="2">方式</th><th rowspan="2">加熱能力</th><th>基準値</th></tr><tr><th>年間加熱効率</th></tr><tr><td rowspan="2">空気熱源</td><td rowspan="2">一過式</td><td>20kW以下</td><td>4.0</td></tr><tr><td>20kW超</td><td>3.5</td></tr></table> （備考） 「加熱能力」は、温度条件が中間期に乾球温度 16℃、湿球温度 12℃で運転した場合とする。	熱源	方式	加熱能力	基準値	年間加熱効率	空気熱源	一過式	20kW以下	4.0	20kW超	3.5
熱源	方式	加熱能力				基準値							
			年間加熱効率										
空気熱源	一過式	20kW以下	4.0										
		20kW超	3.5										
ESG リース	×												

告示対象条項：2項45号

告示品名：高効率ヒートポンプ式給湯機

00042

1

：該当する要件の基準値を入力して

：該当する要件に“1”を入力してくだ

1

2

3

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業 の基準に関する注 点について	業務用に供する 電動圧縮機を用 いるヒートポンプ 式給湯機	空気熱源、一過 式、加熱能力 20kW以下 年間加熱量÷年 間消費電力量	空気熱源、一過 式、加熱能力 20kW超 年間加熱量÷年 間消費電力量
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率ヒートポンプ式 給湯機-20KW≤-1- 適合	heatpumpkyuutou ki-20-1-y				1	4.1	
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率ヒートポンプ式 給湯機-20KW>-3- 適合	heatpumpkyuutou ki-20-3-y				1		3.5

該当する場合
必ず「1」入力。

該当する加熱能力の欄に
年間加熱効率を入力。

◆ 2 項 46 号：高効率業務用ガス給湯器

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：2項46号

告示品名：高効率業務用ガス給湯器

00043

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	潜熱回収型の業務用給湯器
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率業務用ガス給湯器-1-適合	gyoumugasukyuutouki-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆ 2 項 47 号：省エネルギー型自動販売機

	対象	告示等基準																								
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 17 号に掲げる自動販売機のうち、自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 19 年経済産業省告示第 289 号）の 3 (2) に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率以下のものに限る。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr> <tr> <th>販売する飲料の種類</th><th>自動販売機の種別</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">缶・ボトル飲料</td><td>コールド専用機又はホットオアコールド機</td><td>$E=0.218V+401$</td></tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)</td><td>$E=0.798Va+414$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)</td><td>電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$</td></tr> <tr> <td>電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$</td></tr> <tr> <td rowspan="4">紙容器飲料</td><td rowspan="3">A タイプ (サンプルを使用し、商品販売を行うもの)</td><td>コールド専用機 $E=0.948V+373$</td></tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機 (庫内が2室のもの) $E=0.306Vb+954$</td></tr> <tr> <td>ホットアンドコールド機 (庫内が3室のもの) $E=0.63Vb+1474$</td></tr> <tr> <td>B タイプ (商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)</td><td>コールド専用機 $E=0.477V+750$</td></tr> <tr> <td rowspan="2">カップ式飲料</td><td rowspan="2"></td><td>ホットアンドコールド機 $E=0.401Vb+1261$</td></tr> <tr> <td>$E=1020(T \leq 1500)$ $E=0.293T+580(1500 < T)$</td></tr> </tbody> </table> 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。 4 E、V、Va、Vb、T は、次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率（kwh/年） V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（リットル） Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（リットル） Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（リットル） T：調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値をいう。）（kJ）	区分		基準エネルギー消費効率	販売する飲料の種類	自動販売機の種別	缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)	$E=0.798Va+414$	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$	電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$	紙容器飲料	A タイプ (サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機 $E=0.948V+373$	ホットアンドコールド機 (庫内が2室のもの) $E=0.306Vb+954$	ホットアンドコールド機 (庫内が3室のもの) $E=0.63Vb+1474$	B タイプ (商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機 $E=0.477V+750$	カップ式飲料		ホットアンドコールド機 $E=0.401Vb+1261$	$E=1020(T \leq 1500)$ $E=0.293T+580(1500 < T)$
区分		基準エネルギー消費効率																								
販売する飲料の種類	自動販売機の種別																									
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$																								
	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの)	$E=0.798Va+414$																								
	ホットアンドコールド機 (庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの $E=0.482Va+350$																								
		電子マネー対応装置のあるもの $E=0.482Va+500$																								
紙容器飲料	A タイプ (サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機 $E=0.948V+373$																								
		ホットアンドコールド機 (庫内が2室のもの) $E=0.306Vb+954$																								
		ホットアンドコールド機 (庫内が3室のもの) $E=0.63Vb+1474$																								
	B タイプ (商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機 $E=0.477V+750$																								
カップ式飲料		ホットアンドコールド機 $E=0.401Vb+1261$																								
		$E=1020(T \leq 1500)$ $E=0.293T+580(1500 < T)$																								
ESG リース	×																									

告示対象条項：2項47号

告示品名：省エネルギー型自動販売機

00047
1
2

：該当する要件の基準値を入力してください。
：該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリーフ促進事業 の基準に関する注意 点について	実庫内容積(リットル)：V 調整庫内容積(リットル)：Va 調整庫内容積(リットル)：Vb 年間消費電力量(kWh/年) 缶・ボトル飲料 コールド専用機又はホット・コールド機 エネルギー消費効率=0.218V+401 エネルギー消費効率+年間消費電力量	実庫内容積(リットル)：V 調整庫内容積(リットル)：Va 調整庫内容積(リットル)：Vb 年間消費電力量(kWh/年) 缶・ボトル飲料 ホット・アットコールド機(庫内奥行は 400mm未満) エネルギー消費効率=0.798Va+414 エネルギー消費効率+年間消費電力量
登録：販売開始等に伴う データの登録		省エネルギー型自動販 売機-1-適合	vending machine- 1-y				1.10	
登録：販売開始等に伴う データの登録		省エネルギー型自動販 売機-2-適合	vending machine- 2-y					1.20

該当する省エネ法の該当区分の列に
基準エネルギー消費効率÷当該製品の年間電力消費量の値を入力。
※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 50 号：高効率テレビジョン受信機

	対象	告示等基準																				
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 4 号に掲げるテレビジョン受信機(液晶パネル又は有機 EL ディスプレイパネルを有するものに限る。)のうち、テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成 22 年経済産業省告示第 24 号)の 2—2 に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率に、2K 未満の液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、100 分の 135 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、2K 以上 4K 未満の液晶テレビにあっては、100 分の 112 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、4K 以上の液晶テレビにあっては、100 分の 141 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないもの、有機 EL パネルを有するテレビジョン受信機にあっては、100 分の 122 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を上回らないものに限る。																				
		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>基準エネルギー消費効率の算定式</th></tr><tr><th>パネル種類</th><th>画素数</th><td></td></tr><tr><td rowspan="3">液晶</td><td>2K未満</td><td>E=0.00407A+30.08</td></tr><tr><td>2K以上4K未満</td><td>E=0.00605A+56.13</td></tr><tr><td>4K以上</td><td>E=0.00728A+62.99</td></tr><tr><td>有機EL</td><td>—</td><td>E=0.02136A-16.40</td></tr></table>	区分		基準エネルギー消費効率の算定式	パネル種類	画素数		液晶	2K未満	E=0.00407A+30.08	2K以上4K未満	E=0.00605A+56.13	4K以上	E=0.00728A+62.99	有機EL	—	E=0.02136A-16.40				
		区分		基準エネルギー消費効率の算定式																		
		パネル種類	画素数																			
液晶	2K未満	E=0.00407A+30.08																				
	2K以上4K未満	E=0.00605A+56.13																				
	4K以上	E=0.00728A+62.99																				
有機EL	—	E=0.02136A-16.40																				
(備考) 1. 「2K」とは、垂直方向の画素数が 1080、かつ、水平方向の画素数が 1920 のものをいう。以下同じ。 2. 「4K」とは、垂直方向の画素数が 2160、かつ、水平方向の画素数が 3840 のものをいう。以下同じ。 3. 「E」及び「A」は次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率（kWh/年） A：画面面積（単位平方センチメートル） 4. 次の表に掲げる付加機能を有するものについては、当該高効率テレビジョン受信機に係るエネルギー消費効率から、当該高効率テレビジョン受信機が有する付加機能の区分に応じ、同表の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。																						
		<table><tr><th>付 加 機 能</th><th>想定消費電力量 (kWh/年)</th></tr><tr><td>2K チューナーを2つ以上内蔵</td><td>2.8</td></tr><tr><td>4K チューナーを2つ以上内蔵</td><td>5.5</td></tr><tr><td>録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)</td><td>11.0</td></tr><tr><td>録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)</td><td>4.8</td></tr><tr><td>録画装置内蔵(SSD)</td><td>3.7</td></tr><tr><td>ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)</td><td>23.9</td></tr><tr><td>ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)</td><td>16.7</td></tr><tr><td>動画倍速表示(4K 以上に対応)</td><td>18.3</td></tr><tr><td>動画倍速表示(4K 未満に対応)</td><td>17.0</td></tr></table>	付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)	2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8	4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5	録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)	11.0	録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)	4.8	録画装置内蔵(SSD)	3.7	ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)	23.9	ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)	16.7	動画倍速表示(4K 以上に対応)	18.3	動画倍速表示(4K 未満に対応)	17.0
付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)																					
2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8																					
4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5																					
録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)	11.0																					
録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)	4.8																					
録画装置内蔵(SSD)	3.7																					
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)	23.9																					
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)	16.7																					
動画倍速表示(4K 以上に対応)	18.3																					
動画倍速表示(4K 未満に対応)	17.0																					
		(備考)「動画倍速表示」とは、1 秒間に 120 コマ以上の静止画を表示するものをいう。																				
ESG リース	×																					

告示対象条項：2項50号
告示品名：高効率テレビジョン受信機

00050 : 該当する要件の基準値を入力してください。
1 : 該当する要件に"1"を入力してください。

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリー ス促進 事業の基準に 関する注意点に ついて	1	2	3	4
							液晶、画素数2K未満 基準エネルギー消費 効率 (0.00407× A (画面面積) +30.08) ×1.35 ÷ (エネルギー消費 効率-付加機能想 定消費電力量)	液晶、画素数2K以 上4K未満 基準エネルギー消費 効率 (0.00605× A (画面面積) +56.13) ×1.12 ÷ (エネルギー消費 効率-付加機能想 定消費電力量)	液晶、画素数4K以 上 基準エネルギー消費 効率 (0.00728× A (画面面積) +62.99) ×1.41 ÷ (エネルギー消費 効率-付加機能想 定消費電力量)	有機EL 基準エネルギー消費 効率 (0.02136× A (画面面積) - 16.40) ×1.22÷ (エネルギー消費効 率-付加機能想定 消費電力量)
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率テレビジョン受 信機-1-適合	television-1-y				1			
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率テレビジョン受 信機-2-適合	television-2-y					1		
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率テレビジョン受 信機-3-適合	television-3-y						1	
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率テレビジョン受 信機-4-適合	television-4-y							1

該当する省エネ法の該当区分の列に
基準エネルギー消費効率×区分別乗数÷（当該製品のエネルギー消費効率－
付加機能想定消費電力量）の値を入力。
※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 52 号：高効率家庭用ガス調理機器

	対象	告示等基準																																																		
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 13 号に掲げるガス調理機器のうち、そのこんろ部、グリル部及びオープン部の性能について、ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 315 号）の 3 に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、それぞれ次の表 1 から表 3 の左欄に掲げる区分ごとにそれぞれの表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、こんろ部にあつては下回らないもの、グリル部及びオープン部にあつては上回らないものに限る。） 表 1（こんろ部） <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>基準エネルギー消費効率</th></tr><tr><th>ガス調理機器の種類</th><th>設置形態</th><th>バーナーの数</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">ガスこんろ</td><td>卓上形</td><td></td><td>51.0</td></tr><tr><td>組込形</td><td></td><td>48.5</td></tr><tr><td rowspan="4">ガスグリル付こんろ</td><td rowspan="2">卓上形</td><td>2口以下</td><td>56.3</td></tr><tr><td>3口以上</td><td>52.4</td></tr><tr><td rowspan="2">組込形</td><td>2口以下</td><td>53.0</td></tr><tr><td>3口以上</td><td>55.6</td></tr><tr><td colspan="3">キャビネット形又は据置形</td><td>49.7</td></tr><tr><td colspan="3">ガスレンジ</td><td>46.4</td></tr></table> （備考） 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。 3 「組込形」とは、壁または台に組み込んで使用するものをいう。 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。 表 2（グリル部） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>基準エネルギー消費効率</th></tr><tr><th>燃焼方式</th><th>調理方式</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">片面焼き</td><td>水あり</td><td>$E = 25.1V_g + 123$</td></tr><tr><td>水なし</td><td>$E = 25.1V_g + 16.4$</td></tr><tr><td rowspan="2">両面焼き</td><td>水あり</td><td>$E = 12.5V_g + 172$</td></tr><tr><td>水なし</td><td>$E = 12.5V_g + 101$</td></tr></table> 1 E 及び V_g は、次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率 V_g：庫内容積（リットル） 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁を四捨五入した数値とする。	区分			基準エネルギー消費効率	ガス調理機器の種類	設置形態	バーナーの数		ガスこんろ	卓上形		51.0	組込形		48.5	ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3	3口以上	52.4	組込形	2口以下	53.0	3口以上	55.6	キャビネット形又は据置形			49.7	ガスレンジ			46.4	区分		基準エネルギー消費効率	燃焼方式	調理方式		片面焼き	水あり	$E = 25.1V_g + 123$	水なし	$E = 25.1V_g + 16.4$	両面焼き	水あり	$E = 12.5V_g + 172$	水なし	$E = 12.5V_g + 101$
区分			基準エネルギー消費効率																																																	
ガス調理機器の種類	設置形態	バーナーの数																																																		
ガスこんろ	卓上形		51.0																																																	
	組込形		48.5																																																	
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3																																																	
		3口以上	52.4																																																	
	組込形	2口以下	53.0																																																	
		3口以上	55.6																																																	
キャビネット形又は据置形			49.7																																																	
ガスレンジ			46.4																																																	
区分		基準エネルギー消費効率																																																		
燃焼方式	調理方式																																																			
片面焼き	水あり	$E = 25.1V_g + 123$																																																		
	水なし	$E = 25.1V_g + 16.4$																																																		
両面焼き	水あり	$E = 12.5V_g + 172$																																																		
	水なし	$E = 12.5V_g + 101$																																																		

(高効率家庭用ガス調理機器続き)

	対象	告示等基準								
リース 信用保険	○	表 3（オープン部） <table><tr><td>区分</td><td>基準エネルギー効率</td></tr><tr><td>設置状態</td><td></td></tr><tr><td>卓上形又は据置形</td><td>$E = 18.6V_0 + 306$</td></tr><tr><td>組込形</td><td>$E = 18.6V_0 + 83.3$</td></tr></table> （備考） 1 E 及び V_0 は、次の数値を表すものとする。 E：基準エネルギー消費効率 V_0：庫内容積（リットル） 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。 4 「据置形」とは、台または床面に据え置いて使用するものをいう。 5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁を四捨五入した数値とする。	区分	基準エネルギー効率	設置状態		卓上形又は据置形	$E = 18.6V_0 + 306$	組込形	$E = 18.6V_0 + 83.3$
区分	基準エネルギー効率									
設置状態										
卓上形又は据置形	$E = 18.6V_0 + 306$									
組込形	$E = 18.6V_0 + 83.3$									
ESG リース	×									

告示対象条項：2項52号

告示品名：高効率家庭用ガス調理機器

00056

1

：該当する要件の基準値

：該当する要件に"1"を

1

2

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	概要	ESGリース促進事業の 基準に関する注意点に ついて	(コンロ部) ガスコンロ 卓上形 エネルギー消費効率÷基準 エネルギー消費効率 (51.0)	(コンロ部) ガスコンロ 組込形 エネルギー消費効率÷基準 エネルギー消費効率 (48.5)
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率家庭用ガス調 理機器-こんろ-1-適合	HGCE-1-y				1.00	
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率家庭用ガス調 理機器-こんろ-2-適合	HGCE-2-y					1.10

該当する省エネ法の該当区分の列に

(コンロ部)

当該製品のエネルギー消費効率÷基準のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上であれば対象。

(グリル部、オープン部)

基準エネルギー消費効率÷当該製品のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 53 号：高効率家庭用ガス温水機器

	対象	告示等基準																																																											
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 14 号に掲げるガス温水機器のうち、ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 16 年経済産業省告示第 316 号）の 3（2）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。 <table><tr><th colspan="3">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率又はその算定式</th></tr><tr><th>区分名</th><th>用途</th><th>通気方式</th></tr><tr><td>I</td><td rowspan="2">ガス瞬間湯沸器</td><td>自然通気式</td><td>$\eta=77.50$</td></tr><tr><td>II</td><td>強制通気式</td><td>$\eta=84.37 \times \alpha \text{ II}_i$</td></tr><tr><td>III</td><td>ガスふろがま</td><td></td><td>$\eta=87.21 \times \alpha \text{ III}_i$</td></tr><tr><td>IV</td><td>ガス暖房機器</td><td></td><td>$\eta=90.32$</td></tr></table> （備考） 1. η は次の数値を示すものとする。 η：基準エネルギー消費効率（単位パーセント） 2. $\alpha \text{ II}_i$ は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table><tr><th colspan="2">構造の種類</th><th rowspan="2">$\alpha \text{ II}_i$</th></tr><tr><th>構造名</th><th>構造</th></tr><tr><td>II-1</td><td>壁貫通型</td><td>0.9998</td></tr><tr><td>II-2</td><td>壁組込型</td><td>0.9869</td></tr><tr><td>II-3</td><td>強制給排気式</td><td>0.9900</td></tr><tr><td>II-4</td><td>強制排気式（従来型に限る）</td><td>0.9661</td></tr><tr><td>II-5</td><td>レンジフード一体型（従来型に限る。）</td><td>0.8415</td></tr><tr><td>II-6</td><td>その他</td><td>1.0000</td></tr></table> 3. $\alpha \text{ III}_i$ は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table><tr><th colspan="2">構造の種類</th><th rowspan="2">$\alpha \text{ III}_i$</th></tr><tr><th>構造名</th><th>構造</th></tr><tr><td>III-1</td><td>壁貫通型</td><td>0.9839</td></tr><tr><td>III-2</td><td>壁組込型（従来型に限る）</td><td>0.9576</td></tr><tr><td>III-3</td><td>その他</td><td>1.0000</td></tr></table> 4. 「壁貫通型」とは、日本産業規格 S2092(2010)の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ自然給排気式（BF）の機器の給排気筒トップに置き換えて設置する機器であって日本産業規格 S2092(2010)の表 2-屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。 5. 「壁組込型」とは、壁組込型取付ボックスと一体の機器としてガス機器防火性能評定試験により評定された機器であって日本産業規格 S2092(2010)の表 2-屋内外設置による区分に規定する屋外式の機器をいう。 6. 「強制給排気式」とは、日本産業規格 S2092(2010)の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式（FF）の機器をいう。 7. 「強制排気式」とは、日本産業規格 S2092(2010)の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する半密閉式かつ強制排気式（FE）の機器をいう。 8. 「レンジフード一体型」とは、日本産業規格 S2092(2010)の 4 の表 3 の屋内式機器の給排気方式による区分に規定する密閉式かつ強制給排気式の強制給排気外壁式（FF-W）の機器であ	区分			基準エネルギー消費効率又はその算定式	区分名	用途	通気方式	I	ガス瞬間湯沸器	自然通気式	$\eta=77.50$	II	強制通気式	$\eta=84.37 \times \alpha \text{ II}_i$	III	ガスふろがま		$\eta=87.21 \times \alpha \text{ III}_i$	IV	ガス暖房機器		$\eta=90.32$	構造の種類		$\alpha \text{ II}_i$	構造名	構造	II-1	壁貫通型	0.9998	II-2	壁組込型	0.9869	II-3	強制給排気式	0.9900	II-4	強制排気式（従来型に限る）	0.9661	II-5	レンジフード一体型（従来型に限る。）	0.8415	II-6	その他	1.0000	構造の種類		$\alpha \text{ III}_i$	構造名	構造	III-1	壁貫通型	0.9839	III-2	壁組込型（従来型に限る）	0.9576	III-3	その他	1.0000
区分			基準エネルギー消費効率又はその算定式																																																										
区分名	用途	通気方式																																																											
I	ガス瞬間湯沸器	自然通気式	$\eta=77.50$																																																										
II		強制通気式	$\eta=84.37 \times \alpha \text{ II}_i$																																																										
III	ガスふろがま		$\eta=87.21 \times \alpha \text{ III}_i$																																																										
IV	ガス暖房機器		$\eta=90.32$																																																										
構造の種類		$\alpha \text{ II}_i$																																																											
構造名	構造																																																												
II-1	壁貫通型	0.9998																																																											
II-2	壁組込型	0.9869																																																											
II-3	強制給排気式	0.9900																																																											
II-4	強制排気式（従来型に限る）	0.9661																																																											
II-5	レンジフード一体型（従来型に限る。）	0.8415																																																											
II-6	その他	1.0000																																																											
構造の種類		$\alpha \text{ III}_i$																																																											
構造名	構造																																																												
III-1	壁貫通型	0.9839																																																											
III-2	壁組込型（従来型に限る）	0.9576																																																											
III-3	その他	1.0000																																																											

		って操作部がレンジフードに内蔵されており給気管及び排気管の直径が40ミリメートル以下の機器をいう。 9.「従来型」とは、日本産業規格 S2091(2013)の 4.4 の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：2項53号

告示品名：高効率家庭用ガス温水機器

00044 : 該当する要件の基

1 : 該当する要件に"1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に準ずる	区分名Ⅰ、ガス瞬間沸騰器、自然通気式 エネルギー消費効率+基準エネルギー消費効率 (77.50)	区分名Ⅱ、ガス瞬間沸騰器、強制通気式、構造名Ⅱ-1:壁貫通型 エネルギー消費効率+基準エネルギー消費効率 (84.37×0.9998)
							1	2
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率家庭用ガス温水機器-Ⅰ-適合	gas-1-y				1.10	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率家庭用ガス温水機器-Ⅱ-1-適合	gas-2-1-y					1.00

該当する省エネ法の該当区分の列に

当該製品のエネルギー消費効率÷基準のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 54 号：高効率家庭用石油温水機器

	対象	告示等基準																																																												
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 15 号に掲げる石油温水機器のうち、石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成 14 年経済産業省告示第 435 号）の 3（2）に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。 <table><tr><th colspan="3">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率 又はその算定式</th></tr><tr><th>区分名</th><th>用途</th><th>加熱方式</th></tr><tr><td>I</td><td rowspan="4">給湯用のもの</td><td rowspan="2">浴用なし</td><td>瞬間形</td><td>$\eta = 89.68 \times \beta_{Ii}$</td></tr><tr><td>II</td><td>貯湯式急速加熱形</td><td>$\eta = 76.88$</td></tr><tr><td>III</td><td rowspan="2">浴用あり</td><td>瞬間形</td><td>$\eta = 90.01 \times \beta_{IIIi}$</td></tr><tr><td>IV</td><td>貯湯式急速加熱形</td><td>$\eta = 76.07$</td></tr><tr><td>V</td><td colspan="2">暖房用のもの</td><td>貯湯式急速加熱形</td><td>$\eta = 87.06 \times \beta_{Vi}$</td></tr></table> （備考） 1. η：基準エネルギー消費効率（単位パーセント） 2. β_{Ii} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table><tr><th colspan="2">構造の種類</th><th rowspan="2">β_{Ii}</th></tr><tr><th>構造名</th><th>構造</th></tr><tr><td>I-1</td><td>圧力噴霧式</td><td>0.9585</td></tr><tr><td>I-2</td><td>その他</td><td>1.0000</td></tr></table> 3. β_{IIIi} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table><tr><th colspan="2">構造の種類</th><th rowspan="2">β_{IIIi}</th></tr><tr><th>構造名</th><th>構造</th></tr><tr><td>III-1</td><td>圧力噴霧式</td><td>0.9492</td></tr><tr><td>III-2</td><td>その他</td><td>1.0000</td></tr></table> 4. β_{Vi} は次の表の左欄に掲げる構造の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。 <table><tr><th colspan="2">構造の種類</th><th rowspan="2">β_{Vi}</th></tr><tr><th>構造名</th><th>構造</th></tr><tr><td>V-1</td><td>オンーオフ制御式（従来型に限る。）</td><td>1.0051</td></tr><tr><td>V-2</td><td>その他</td><td>1.0000</td></tr></table> 5. 「圧力噴霧式」とは、日本産業規格 S3031(2009)の 4.1 の表 2 の燃焼方式による機器の区分に規定する圧力噴霧式の機器をいう。 6. 「オンーオフ制御式」とは、日本産業規格 S2091(2013)の 4.4 の e) の 3) の制御及び制御装置に規定するオンーオフ制御の方式の機器をいう。 7. 「従来型」とは、日本産業規格 S2091(2013)の 4.4 の a) の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。	区分			基準エネルギー消費効率 又はその算定式	区分名	用途	加熱方式	I	給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	$\eta = 89.68 \times \beta_{Ii}$	II	貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.88$	III	浴用あり	瞬間形	$\eta = 90.01 \times \beta_{IIIi}$	IV	貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.07$	V	暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	$\eta = 87.06 \times \beta_{Vi}$	構造の種類		β_{Ii}	構造名	構造	I-1	圧力噴霧式	0.9585	I-2	その他	1.0000	構造の種類		β_{IIIi}	構造名	構造	III-1	圧力噴霧式	0.9492	III-2	その他	1.0000	構造の種類		β_{Vi}	構造名	構造	V-1	オンーオフ制御式（従来型に限る。）	1.0051	V-2	その他	1.0000
区分			基準エネルギー消費効率 又はその算定式																																																											
区分名	用途	加熱方式																																																												
I	給湯用のもの	浴用なし	瞬間形	$\eta = 89.68 \times \beta_{Ii}$																																																										
II			貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.88$																																																										
III		浴用あり	瞬間形	$\eta = 90.01 \times \beta_{IIIi}$																																																										
IV			貯湯式急速加熱形	$\eta = 76.07$																																																										
V	暖房用のもの		貯湯式急速加熱形	$\eta = 87.06 \times \beta_{Vi}$																																																										
構造の種類		β_{Ii}																																																												
構造名	構造																																																													
I-1	圧力噴霧式	0.9585																																																												
I-2	その他	1.0000																																																												
構造の種類		β_{IIIi}																																																												
構造名	構造																																																													
III-1	圧力噴霧式	0.9492																																																												
III-2	その他	1.0000																																																												
構造の種類		β_{Vi}																																																												
構造名	構造																																																													
V-1	オンーオフ制御式（従来型に限る。）	1.0051																																																												
V-2	その他	1.0000																																																												
ESG リース	×																																																													

告示対象条項：2項54号

告示品名：高効率家庭用石油温水機器

00045 : 該当する要件の基準
1 : 該当する要件に"1"を
1 2

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に関する	区分名Ⅰ、給湯用、浴用なし、加熱方式：瞬間形、構造：圧力噴霧式 エネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率 (89.68×0.9585)	区分名Ⅰ、給湯用、浴用なし、加熱方式：瞬間形、構造：その他 エネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率 (89.68)
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率家庭用石油温水機器-Ⅰ-1-適合-2	oilheater-1-1-y-2				1.00	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		高効率家庭用石油温水機器-Ⅰ-2-適合-2	oilheater-1-2-y-2					1.10

該当する省エネ法の該当区分の列に

当該製品のエネルギー消費効率÷基準のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 55 号：高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機

	対象	告示等基準																																													
リース 信用保険	○	省エネ法施行令第 18 条第 26 号に掲げる電気温水機器のうち、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省告示第 38 号）の 3 に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。 <table><tr><th>区分</th><th></th><th></th><th></th><th>基準エネルギー消費効率</th></tr><tr><td>想定世帯 少人数</td><td>一</td><td>一</td><td>寒冷地仕様以外のもの</td><td>3.0</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>寒冷地仕様</td><td>2.7</td></tr><tr><td rowspan="6">標準</td><td rowspan="6">一缶</td><td>320リットル未満</td><td>寒冷地仕様以外のもの</td><td>3.1</td></tr><tr><td></td><td>寒冷地仕様</td><td>2.7</td></tr><tr><td>320リットル以上</td><td>寒冷地仕様以外のもの</td><td>3.5</td></tr><tr><td>550リットル未満</td><td>寒冷地仕様</td><td>2.9</td></tr><tr><td>550リットル以上</td><td>寒冷地仕様以外のもの</td><td>3.2</td></tr><tr><td></td><td>寒冷地仕様</td><td>2.7</td></tr><tr><td></td><td>多缶</td><td>一</td><td>寒冷地仕様以外のもの</td><td>3.0</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>寒冷地仕様</td><td>2.7</td></tr></table> （備考） 1 「貯湯容量」とは、日本産業規格 C9220(2018)「家庭用ヒートポンプ給湯機」に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量を指す。 2 「寒冷地仕様」とは、日本産業規格 C9220(2018)に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様を指す。	区分				基準エネルギー消費効率	想定世帯 少人数	一	一	寒冷地仕様以外のもの	3.0				寒冷地仕様	2.7	標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1		寒冷地仕様	2.7	320リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.5	550リットル未満	寒冷地仕様	2.9	550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2		寒冷地仕様	2.7		多缶	一	寒冷地仕様以外のもの	3.0				寒冷地仕様	2.7
区分				基準エネルギー消費効率																																											
想定世帯 少人数	一	一	寒冷地仕様以外のもの	3.0																																											
			寒冷地仕様	2.7																																											
標準	一缶	320リットル未満	寒冷地仕様以外のもの	3.1																																											
			寒冷地仕様	2.7																																											
		320リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.5																																											
		550リットル未満	寒冷地仕様	2.9																																											
		550リットル以上	寒冷地仕様以外のもの	3.2																																											
			寒冷地仕様	2.7																																											
	多缶	一	寒冷地仕様以外のもの	3.0																																											
			寒冷地仕様	2.7																																											
ESG リース	×																																														

告示対象条項：2項55号

告示品名：高効率家庭用ヒートポンプ式給湯機

00046 : 該当する要件の基準
1 : 該当する要件に"

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	1 想定世帯：少人数、仕様：寒冷地仕様以外 エネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率 (3.0)	2 想定世帯：少人数、仕様：寒冷地仕様 エネルギー消費効率÷基準エネルギー消費効率 (2.7)
登録：販売開始等に伴うデータの登録		家庭用ヒートポンプ式給湯機-1-寒冷地以外-適合	heatpomp-1-y				1.00	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		家庭用ヒートポンプ式給湯機-2-寒冷地-適合	heatpomp-2-y					1.00

該当する省エネ法の該当区分の列に

当該製品のエネルギー消費効率÷基準のエネルギー消費効率の値を入力。

※1.00 以上であれば対象。

◆ 2 項 59 号：高効率射出成形機

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	型開閉機構、計量機構、射出機構のうち、次のイ又はロのいずれかーに該当するものに限る。 イサーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの。
ESG リース	○	ロ電動化機構により型開閉、計量、射出のいずれかを行うもの。

告示対象条項：2項59号

告示品名：高効率射出成形機

00082

1

：該当する要件の基

：該当する要件に「1」

1

2

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事 業の基準に関する 注意点について	型開閉機構、計量 機構、射出機構の いずれかにおいて、 サーボモータ又はイ ンバータ方式により 油圧ポンプ用電動 機の制御を行うも の。	電動化機構により型 開閉、計量、射出の いずれかを行うも の。
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率射出成形機- 1-適合	syasyutu-1-y				1	
登録：販売開始等に伴う データの登録		高効率射出成形機- 2-適合	syasyutu-2-y					1

該当するいずれかに
必ず「1」入力。

◆3 項 1 号：燃料電池設備

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに 限る。
ESG リース	○	

告示対象条項：3項1号
告示品名：燃料電池設備

00070

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	事業の基準に関する	水素又は一酸化炭素 及び酸素の化学反応 による発電設備
登録：販売開始等に伴う データの登録		燃料電池設備-1-適 合	nenryoudennti-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆3 項 4 号：発光ダイオード照明装置

	対象	告示等基準									
リース 信用保険	○	発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。									
		イ 投光器及び防犯灯を除く L E D 明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの									
		(1) 固有エネルギー消費効率が表 1 に掲げる基準値以上であること									
		(2) 演色性は平均演色評価数 R a 80 以上であること（ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 R a が 70 以上であること）									
		ロ 投光器及び防犯灯である L E D 照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの									
		(1) 固有エネルギー消費効率が表 2 に掲げる基準値以上であること									
		(2) 演色性は平均演色評価数 R a が 70 以上であること									
		ハ 電球形 L E D ランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの									
		(1) ランプの種類及び形状が A 形であって、口金の種類が E 26 又は E 17 の場合は、表 3 に示された光源色の区分ごとのエネルギー消費効率の基準値以上であること									
		(2) 上記(1)以外の場合は、エネルギー消費効率が表 4 に示された光原色の区分ごとのエネルギー消費効率の基準値以上であること（ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率が 50lm/W 以上であること）									
(3) 演色性は平均演色評価数 R a が 70 以上であること。											
表 1 LED 照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準（投光器及び防犯灯を除く）											
<table><tr><th>光源色</th><th>固有エネルギー消費効率</th></tr><tr><td>昼光色</td><td rowspan="3">120lm/W以上</td></tr><tr><td>昼白色</td></tr><tr><td>白色</td></tr><tr><td>温白色</td><td rowspan="2">85lm/W以上</td></tr><tr><td>電球色</td></tr></table>			光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	120lm/W以上	昼白色	白色	温白色	85lm/W以上	電球色
光源色	固有エネルギー消費効率										
昼光色	120lm/W以上										
昼白色											
白色											
温白色	85lm/W以上										
電球色											
(注記)											
1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものにあっては固有エネルギー消費効率の基準を 95lm/W、温白色及び電球色のものにあっては固有エネルギー消費効率の基準を 80lm/W とする。											
2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 130lm/W とする。											

(発光ダイオード照明装置続き)

	対象	告示等基準														
リース 信用保険	○	表 2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準														
		<table><tr><th rowspan="2">光源色</th><th colspan="2">固有エネルギー消費効率</th></tr><tr><th>投光器</th><th>防犯灯</th></tr><tr><td>昼光色</td><td rowspan="3">105lm/W以上</td><td rowspan="3">80lm/W以上</td></tr><tr><td>昼白色</td></tr><tr><td>白色</td></tr><tr><td>温白色</td><td rowspan="2">90lm/W以上</td><td rowspan="2">対象外</td></tr><tr><td>電球色</td></tr></table>	光源色	固有エネルギー消費効率		投光器	防犯灯	昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上	昼白色	白色	温白色	90lm/W以上	対象外	電球色
		光源色		固有エネルギー消費効率												
			投光器	防犯灯												
		昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上												
		昼白色														
		白色														
		温白色	90lm/W以上	対象外												
		電球色														
		表 3 A 形（E 26 又は E 17 口金）の電球形エル・イー・ディーランプに係るランプ効率の基準														
<table><tr><th>光源色</th><th>固有エネルギー消費効率</th></tr><tr><td>昼光色</td><td rowspan="3">110.0lm/W以上</td></tr><tr><td>昼白色</td></tr><tr><td>白色</td></tr><tr><td>温白色</td><td rowspan="2">98.6lm/W以上</td></tr><tr><td>電球色</td></tr></table>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	110.0lm/W以上	昼白色	白色	温白色	98.6lm/W以上	電球色							
光源色	固有エネルギー消費効率															
昼光色	110.0lm/W以上															
昼白色																
白色																
温白色	98.6lm/W以上															
電球色																
（注記）次のいずれかに該当する場合は、表 4 に掲げる固有エネルギー消費効率の基準以上であること																
①電源電圧 50V 以下のもの																
②平均演色評価数 Ra が 90 以上のもの																
③調光器対応機能付きのもの																
表 4 電球形 LED ランプに係るランプ効率の基準（A 形（E 26 又は E 17 口金）以外のもの）																
<table><tr><th>光源色</th><th>固有エネルギー消費効率</th></tr><tr><td>昼光色</td><td rowspan="3">80lm/W以上</td></tr><tr><td>昼白色</td></tr><tr><td>白色</td></tr><tr><td>温白色</td><td rowspan="2">70lm/W以上</td></tr><tr><td>電球色</td></tr></table>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	80lm/W以上	昼白色	白色	温白色	70lm/W以上	電球色							
光源色	固有エネルギー消費効率															
昼光色	80lm/W以上															
昼白色																
白色																
温白色	70lm/W以上															
電球色																
（注記）調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表 4 に掲げる固有エネルギー消費効率の基準から 5 lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのエネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。																

(発光ダイオード照明装置続き)

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	(備考) 1.「光源色」は、日本産業規格Z9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。 2.昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、「LED照明器具」及び「電球形LEDランプ」に含まれないものとする。 3.「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具、投光器並びに防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、対象外とする。 4.LED照明器具の「固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。 5.「平均演色評価数Ra」の測定方法は、日本産業規格C7801（一般照明用光源の測光方法）及び日本産業規格C8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法-第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。 6.「ダウンライト」とは、日本産業規格Z8113（1998）「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。 7.「高天井器具」とは、日本産業規格Z8113（1998）「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000 lm 以上のものをいう。 8.「投光器」とは、日本産業規格Z8113（1998）「照明用語」に規定される投光器をいう。 9.「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。 10.LED照明器具の全光束測定方法については、日本産業規格C8105-5（2011）（照明器具-第5部：配光測定方法）に準ずるものとする。 11.「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形形状であり、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。 12.「ランプの種類及び形状がA形」とは、日本産業規格C8158（一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧 50V 超））に規定する種類及び形状を表す記号が「A形（LDA）」であるものをいう。また、「口金の種類がE26 又はE17」とは、同日本産業規格の口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。
ESG リース	×	

告示対象条項：3項4号
告示品名：発光ダイオード照明装置

00072 : 該当する要件の基準値を入力
1 : 該当する要件に"1"を入力し

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース 促進事業の 基準に関す る注意点に ついて	1	2
						投光器及び防犯灯を除くLED照明器具(ダウンライト、高天井器具以外) 光源色が昼光色、昼白色、白色の場合、固有エネルギー消費効率120lm/W以上。光源色が温白色、電球色の場合、固有エネルギー消費効率85lm/W以上。 平均演色評価数Ra80以上		投光器及び防犯灯を除くLED照明器具(ダウンライト) ダウンライト(器具埋込穴寸法300mm以下) で光源色が昼光色、昼白色、白色の場合、固有エネルギー消費効率95lm/W以上、光源色が温白色、電球色の場合、固有エネルギー消費効率80lm/W以上。 ダウンライト(器具埋込穴寸法300mm超) で光源色が昼光色、昼白色、白色の場合、固有エネルギー消費効率120lm/W以上、光源色が温白色、電球色の場合、固有エネルギー消費効率85lm/W以上。 平均演色評価数Ra70以上
登録：販売開始等に伴うデータの登録		発光ダイオード照明装置-1-適合	LED-1-y				1	
登録：販売開始等に伴うデータの登録		発光ダイオード照明装置-2-適合	LED-2-y					1

該当する区分で、条件の効率、光源別演色性の基準を満たしている場合、「1」を入力。

◆4 項 5 号：発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード
ESG リース	×	

告示対象条項：4項5号

告示品名：発光ダイオード照明装置に使用される照明専用白色発光ダイオード

00073

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する 注意点について	発光ダイオード照明 装置に使用される照 明専用白色発光ダイ オード
登録：販売開始等に伴う データの登録		白色発光ダイオード-1- 適合	white-LED-1-y				1

該当する場合
必ず「1」入力。

◆5 項 4 号：電気自動車専用の急速充電設備

	対象	告示等基準
リース 信用保険	○	電気自動車に充電するための設備であって、交流電流を直流電流に整流する機構及び電気自動車に搭載した蓄電池の充電を制御する機構を有するもの。
ESG リース	×	

告示対象条項：5項4号

告示品名：電気自動車専用の急速充電設備

00081

1

1

変更/廃止 事由	機構指定番号	製品名	型式番号	参照URL	摘要	ESGリース促進事業の基準に関する注意点について	電気自動車向け充電設備 交流電流を直流電流に整流する機構及び電気自動車に搭載した蓄電池の充電を制御する機構を有する
登録：販売開始等に伴うデータの登録		急速充電設備-1-適合-2	kyuusokujyuuden-1-y-2				1

該当する場合
必ず「1」入力。